

(資料編Ⅲ-2-2-1) 保安林現況表

令和7年3月末現在

森林面積 (令和4年 3月末現在)	区 分	土砂崩壊 防備保安林	土砂流出 防備保安林	水源かん養 保安林	その他保安林 (保健保安林 など)	合 計
(12,321) 119,223 ha	面 積	348 ha	(4) 9,404 ha	(11,861) 38,085 ha	315 ha	(11,865) 48,151 ha
	森林面積に 対する比率	0.3 %	7.9 %	31.9 %	0.3 %	40.4 %

注 () は、内数で国有森林を示す。

※森林面積は「森林資源現況調査（令和4年3月31日現在）」に基づく

(資料編Ⅲ-2-2)砂防指定地指定状況

令和7年3月末現在

事務所	溪流名	市町村名
飯能	越辺川	越生町
飯能	顔振川	越生町
飯能	三滝川	越生町
飯能	龍ヶ谷川	越生町
飯能	赤坂川	越生町
飯能	麦原川	越生町
飯能	山入川	越生町
飯能	上殿川	越生町
飯能	渋沢川	越生町
飯能	柳田川	越生町
飯能	赤依川	越生町
飯能	清水沢	越生町
飯能	中曾利沢	越生町
飯能	森下沢	越生町
飯能	川久保沢	越生町
飯能	大満寺沢	越生町
飯能	黒岩	越生町
飯能	桂木川	毛呂山町
飯能	阿諏訪川	毛呂山町
飯能	毛呂川	毛呂山町
飯能	小川沢	毛呂山町
飯能	宿谷川	毛呂山町
飯能	ゆ乃字沢	毛呂山町
飯能	高麗川	飯能市
飯能	入西沢	飯能市
飯能	タツマ谷	飯能市
飯能	花桐川	飯能市
飯能	久通川	飯能市
飯能	北川	飯能市
飯能	小床入	飯能市
飯能	権現川	飯能市
飯能	岩殿入	飯能市
飯能	八徳谷	飯能市
飯能	風影入	飯能市
飯能	虎秀川	飯能市
飯能	深沢	飯能市
飯能	南小畔川	飯能市
飯能	鏡岩沢	飯能市
飯能	樫久保入	飯能市
飯能	萩沢	飯能市
飯能	中藤川	飯能市
飯能	本郷入	飯能市
飯能	天覧入	飯能市
飯能	滝沢	飯能市
飯能	前原川	飯能市
飯能	落合沢	飯能市
飯能	唐沢	飯能市
飯能	要害沢	飯能市
飯能	直竹川(成木川)	飯能市
飯能	桑の木入	飯能市
飯能	苜生入	飯能市
飯能	長沢川	飯能市
飯能	三国川	飯能市
飯能	唐竹川	飯能市
飯能	蕨入	飯能市
飯能	高畑川	飯能市

事務所	溪流名	市町村名
飯能	入間川	飯能市
飯能	北沢	飯能市
飯能	中力沢	飯能市
飯能	山中沢	飯能市
飯能	白岩沢	飯能市
飯能	蕨入	飯能市
飯能	湯の沢	飯能市
飯能	柏木入	飯能市
飯能	添窪沢	飯能市
飯能	湯基入	飯能市
飯能	釜の入沢	飯能市
飯能	榎平川	飯能市
飯能	大沢川	入間市
飯能	前掘川	入間市
飯能	水晶沢	入間市
飯能	前の沢	入間市
飯能	牛沢	入間市
飯能	秋津沢	入間市
飯能	霞川	入間市
飯能	八幡川	入間市
飯能	藤田堀川	入間市
飯能	井尻谷	日高市
飯能	清流川	日高市
飯能	大沢掘川	日高市
飯能	関の入沢	日高市
東松山	槻川	東秩父村
東松山	阿久津沢	東秩父村
東松山	奈田良沢	東秩父村
東松山	北畠川	東秩父村
東松山	五間沢	東秩父村
東松山	菅の平沢	東秩父村
東松山	新屋敷沢	東秩父村
東松山	杉奈窪沢	東秩父村
東松山	淵の上沢	東秩父村
東松山	栗和田川	東秩父村
東松山	億万沢	東秩父村
東松山	八幡沢	東秩父村
東松山	上の山沢	東秩父村
東松山	綿野沢	東秩父村
東松山	和知場沢	東秩父村
東松山	堂平沢	東秩父村
東松山	上所沢	東秩父村
東松山	大内沢	東秩父村
東松山	白石沢	東秩父村
東松山	萩平沢	東秩父村
東松山	八幡山沢	東秩父村
東松山	帯沢川	東秩父村
東松山	小幡沢	東秩父村
東松山	都沢	東秩父村
東松山	入山川	東秩父村
東松山	大久保沢	東秩父村
東松山	浄蓮寺沢	東秩父村
東松山	摩利支天沢	東秩父村
東松山	矢の口沢	小川町
東松山	館川	小川町
東松山	栗山川	小川町

事務所	溪流名	市町村名
東松山	金岳川	小川町
東松山	宮平川	小川町
東松山	小瀬田川	小川町
東松山	木呂子川	小川町
東松山	西浦川	小川町
東松山	木部川	小川町
東松山	金勝川	小川町
東松山	桜沢川	小川町
東松山	笠原川	小川町
東松山	飯田川	小川町
東松山	中郷沢	小川町
東松山	柳沢	小川町
東松山	割谷川	小川町
東松山	都幾川	ときがわ町
東松山	上陣場平川	ときがわ町
東松山	橋倉川	ときがわ町
東松山	竹の沢	ときがわ町
東松山	外川	ときがわ町
東松山	舟の沢	ときがわ町
東松山	大羽根川	ときがわ町
東松山	空堀川	ときがわ町
東松山	中力川	ときがわ町
東松山	宮沢川	ときがわ町
東松山	成沢	ときがわ町
東松山	七重川	ときがわ町
東松山	八木成沢	ときがわ町
東松山	諸倉沢	ときがわ町
東松山	正法寺川	ときがわ町
東松山	慈光寺川	ときがわ町
東松山	氷川	ときがわ町
東松山	西川原沢	ときがわ町
東松山	宮平川	ときがわ町
東松山	後野川	ときがわ町
東松山	東沢	ときがわ町
東松山	高根沢	ときがわ町
東松山	桃の木川	ときがわ町
東松山	瀬戸川	ときがわ町
東松山	番匠川	ときがわ町
東松山	小山沢	ときがわ町
東松山	芦田沢	ときがわ町
東松山	雀川	ときがわ町
東松山	日影沢	ときがわ町
東松山	大ヶ谷沢	ときがわ町
東松山	吉沢川	ときがわ町
東松山	槍沢	ときがわ町
東松山	田黒川	ときがわ町
東松山	地家川	ときがわ町
東松山	下日尺沢	ときがわ町
東松山	日尺西沢	ときがわ町
東松山	以後ヶ谷沢	ときがわ町
東松山	滝山・萬開沢	ときがわ町
東松山	志賀沢	嵐山町
東松山	長沼川	嵐山町
東松山	前川	嵐山町
東松山	木曾園川	嵐山町
東松山	神戸川	東松山市
東松山	兎沢	東松山市

事務所	溪流名	市町村名
東松山	観音沢	東松山市
東松山	望月川	東松山市
東松山	九十九川	東松山市
東松山	鳩川	鳩山町
東松山	唐沢川	鳩山町
秩父	神流川	秩父市
秩父	小倉沢	秩父市
秩父	井戸沢	秩父市
秩父	西の沢	秩父市
秩父	大除沢	秩父市
秩父	大洞沢	秩父市
秩父	樽沢	秩父市
秩父	栗尾沢	秩父市
秩父	庵の沢	秩父市
秩父	強石沢	秩父市
秩父	間の沢	秩父市
秩父	上の沢	秩父市
秩父	寺の前沢	秩父市
秩父	愛宕沢	秩父市
秩父	西小沢	秩父市
秩父	贅川	秩父市
秩父	宮沢	秩父市
秩父	中丸沢	秩父市
秩父	日向沢	秩父市
秩父	二見沢	秩父市
秩父	柳田沢	秩父市
秩父	大久保沢	秩父市
秩父	上大塚沢	秩父市
秩父	矢崎沢	秩父市
秩父	寺沢	秩父市
秩父	西の沢	秩父市
秩父	おつかぞ沢	秩父市
秩父	平溝沢	秩父市
秩父	滝川	秩父市
秩父	沖川	秩父市
秩父	姥ヶ沢	秩父市
秩父	五百沢	秩父市
秩父	崩間沢	秩父市
秩父	押堀川	秩父市
秩父	塩谷沢	秩父市
秩父	大塚沢	秩父市
秩父	空沢	秩父市
秩父	八木沢	秩父市
秩父	薬師堂沢	秩父市
秩父	下薬師堂沢	秩父市
秩父	滑川	秩父市
秩父	屋録沢	秩父市
秩父	大崩沢	秩父市
秩父	大棚川	秩父市
秩父	長芦沢	秩父市
秩父	峯沢	秩父市
秩父	定峰川	秩父市
秩父	天狗山沢	秩父市
秩父	栃谷入沢	秩父市
秩父	宇志露沢	秩父市
秩父	堤沢	秩父市
秩父	曾根坂沢	秩父市

事務所	溪流名	市町村名
秩父	蒔田川	秩父市
秩父	長森川	秩父市
秩父	篠葉沢	秩父市
秩父	小池沢	秩父市
秩父	不動沢	秩父市
秩父	境沢	秩父市
秩父	長尾沢	秩父市
秩父	落合沢	秩父市
秩父	万場沢	秩父市
秩父	大下沢	秩父市
秩父	吉田川	秩父市
秩父	女形沢	秩父市
秩父	小川	秩父市
秩父	矢丸沢	秩父市
秩父	千鹿谷川	秩父市
秩父	柿久保沢	秩父市
秩父	石間川	秩父市
秩父	井戸沢	秩父市
秩父	城峯沢	秩父市
秩父	森戸入沢	秩父市
秩父	毒の沢	秩父市
秩父	竹の久保沢	秩父市
秩父	道場沢	秩父市
秩父	布里沢	秩父市
秩父	天神沢	秩父市
秩父	押出沢	秩父市
秩父	天神沢	秩父市
秩父	西沢	秩父市
秩父	阿熊川	秩父市
秩父	白岩沢	秩父市
秩父	松葉沢	秩父市
秩父	関川	秩父市
秩父	登蚊沢	秩父市
秩父	沢の入沢	秩父市
秩父	龍泉寺沢	秩父市
秩父	中河原沢	秩父市
秩父	石神沢	秩父市
秩父	沢入沢	秩父市
秩父	久保沢	秩父市
秩父	西沢	秩父市
秩父	小川戸	秩父市
秩父	ヨロ沢	秩父市
秩父	横瀬川	横瀬町
秩父	井戸の入沢	横瀬町
秩父	横石沢	横瀬町
秩父	生川	横瀬町
秩父	白沢	横瀬町
秩父	大指沢	横瀬町
秩父	城谷沢	横瀬町
秩父	六番沢	横瀬町
秩父	木の間沢	横瀬町
秩父	曾沢	横瀬町
秩父	兎沢	横瀬町
秩父	横中沢	横瀬町
秩父	釜の沢	横瀬町
秩父	大入沢	横瀬町
秩父	中野沢	横瀬町

事務所	溪流名	市町村名
秩父	柏木沢	皆野町
秩父	立沢	皆野町
秩父	滝の沢	皆野町
秩父	日野沢川	皆野町
秩父	門平沢	皆野町
秩父	奈良尾沢	皆野町
秩父	大前沢	皆野町
秩父	重木沢	皆野町
秩父	藤原沢	皆野町
秩父	檜木沢	皆野町
秩父	金沢川	皆野町
秩父	金山沢	皆野町
秩父	深沢	皆野町
秩父	関谷沢	皆野町
秩父	滝の入沢川	皆野町
秩父	富沢	皆野町
秩父	京ヶ沢	皆野町
秩父	豆ガラ沢	皆野町
秩父	八瀬尾根沢	皆野町
秩父	丑沢	皆野町
秩父	中の沢	皆野町
秩父	六地藏沢	皆野町
秩父	藤の木沢	皆野町
秩父	浅間沢	皆野町
秩父	五十新田沢	皆野町
秩父	玉川	皆野町
秩父	吉野平沢	皆野町
秩父	芳ノ入沢	皆野町
秩父	小関沢	皆野町
秩父	小山川	皆野町
秩父	浦山川	皆野町
秩父	梨木沢	皆野町
秩父	穴窪沢	皆野町
秩父	大平沢	皆野町
秩父	柏木沢	皆野町
秩父	赤平川	小鹿野町
秩父	河原沢川	小鹿野町
秩父	魚尾道沢	小鹿野町
秩父	日影沢	小鹿野町
秩父	日向沢	小鹿野町
秩父	東沢	小鹿野町
秩父	滝の沢	小鹿野町
秩父	納宮沢	小鹿野町
秩父	軍平沢	小鹿野町
秩父	石上沢	小鹿野町
秩父	白岩沢	小鹿野町
秩父	反の沢	小鹿野町
秩父	一反地沢	小鹿野町
秩父	築間川	小鹿野町
秩父	東沢	小鹿野町
秩父	久月沢	小鹿野町
秩父	栗尾沢	小鹿野町
秩父	小俣沢	小鹿野町
秩父	伊豆沢川	小鹿野町
秩父	小伊豆沢	小鹿野町
秩父	出入沢	小鹿野町
秩父	乳子沢	小鹿野町

事務所	溪流名	市町村名
秩父	滝の沢	小鹿野町
秩父	淵沢	小鹿野町
秩父	堂の入沢	小鹿野町
秩父	田の入沢	小鹿野町
秩父	風殿沢	小鹿野町
秩父	西の沢	小鹿野町
秩父	白水沢	小鹿野町
秩父	下津谷木沢	小鹿野町
秩父	長留川	小鹿野町
秩父	夕霧沢	小鹿野町
秩父	所の沢	小鹿野町
秩父	乙沢	小鹿野町
秩父	般若川	小鹿野町
秩父	柿久保沢	小鹿野町
秩父	曲田沢	小鹿野町
秩父	藤倉川	小鹿野町
秩父	宮の入沢	小鹿野町
秩父	小金石沢	小鹿野町
秩父	背の沢	小鹿野町
秩父	長合沢	小鹿野町
秩父	長久保川	小鹿野町
秩父	飯森沢	小鹿野町
秩父	薄川	小鹿野町
秩父	藤指沢	小鹿野町
秩父	和田沢	小鹿野町
秩父	塩沢川	小鹿野町
秩父	小森川	小鹿野町
秩父	堂上沢	小鹿野町
秩父	穴場沢	小鹿野町
秩父	野沢川	小鹿野町
秩父	中平沢	小鹿野町
秩父	寺沢	小鹿野町
秩父	大胡桃沢	小鹿野町
秩父	さくね入沢	小鹿野町
秩父	螢沢	小鹿野町
秩父	小路沢	長瀬町
秩父	馬内沢	長瀬町
秩父	檜沢	長瀬町
秩父	高野沢	長瀬町
秩父	鶴沢	長瀬町
秩父	蕪木沢	長瀬町
秩父	植平沢	長瀬町
秩父	北沢	長瀬町
秩父	古沢	長瀬町
秩父	滝の沢	長瀬町
秩父	諏訪沢	長瀬町
秩父	唐沢	長瀬町
秩父	田中沢	長瀬町
秩父	大掘	長瀬町
秩父	砂吹沢	長瀬町
秩父	八重子沢	長瀬町
秩父	大日影沢	長瀬町
秩父	田ノ入沢	長瀬町
秩父	高橋沢	長瀬町
秩父	中郷沢	長瀬町
秩父	諸沢	長瀬町
秩父	唐樋沢	長瀬町

事務所	溪流名	市町村名
秩父	丹沢	長瀬町
秩父	牛房沢	小鹿野町
秩父	たのん沢	小鹿野町
本庄	太田部川	秩父市
本庄	柚木川	神川町
本庄	鳥羽川	神川町
本庄	赤沢	神川町
本庄	高牛川	神川町
本庄	坊沢	神川町
本庄	幹沢川	神川町
本庄	池尻川	神川町
本庄	住居野	神川町
本庄	大門川	神川町
本庄	不動沢	神川町
本庄	本郷沢	神川町
本庄	金鑽川	神川町
本庄	山王沢	神川町
本庄	小山川	本庄市
本庄	平沢川	本庄市
本庄	千ヶ谷沢	本庄市
本庄	大平沢川	本庄市
本庄	殿ヶ谷戸沢	本庄市
本庄	滝の沢	本庄市
本庄	日山沢川	本庄市
本庄	稲聚川	本庄市
本庄	間瀬川	本庄市
本庄	小平川	本庄市
本庄	根岸川	本庄市
本庄	秋山川	本庄市
本庄	女堀川	本庄市
本庄	宮内沢	本庄市
本庄	御厨川	本庄市
本庄	内出沢	本庄市
本庄	迎沢	本庄市
本庄	宇津木沢	本庄市
本庄	志戸川	美里町
本庄	粉木川	美里町
本庄	那珂川	美里町
本庄	天神川	美里町
本庄	水境沢	美里町
本庄	湯本川	美里町
本庄	岩脇川	美里町
本庄	猪俣川	美里町
本庄	正円寺川	美里町
本庄	円良田川	美里町
本庄	保入沢	美里町
本庄	鬼の田沢	美里町
本庄	新地沢	美里町
本庄	鳶の巣川	美里町
熊谷	下唐沢川	深谷市
熊谷	押切川	深谷市
熊谷	前川	深谷市
熊谷	亀住川	深谷市
熊谷	藤治川	寄居町
熊谷	谷津川	寄居町
熊谷	宮川	寄居町
熊谷	関山川	寄居町

事務所	溪流名	市町村名
熊谷	栃谷川	寄居町
熊谷	土井ノ沢川	寄居町
熊谷	荒谷川	寄居町
熊谷	井戸沢川	寄居町
熊谷	釜伏川	寄居町
熊谷	逆川	寄居町
熊谷	坂東沢川	寄居町
熊谷	三品川	寄居町
熊谷	平倉川	寄居町
熊谷	五の坪川	寄居町
熊谷	山居川	寄居町
熊谷	天沼川	寄居町
熊谷	蛇越川	寄居町
熊谷	塩沢川	寄居町
熊谷	吉野川	寄居町
熊谷	市野川	寄居町
熊谷	天神沢川	寄居町
熊谷	道永沢	寄居町
熊谷	桜沢	寄居町
熊谷	笹沢	寄居町
熊谷	小林寺川	寄居町

(資料編Ⅲ-2-2-3) 河川指定区間一覧表
利根川水系

河川名	区間		河川延長 (m)			
	上流端		下流端	左岸	右岸	合計
中川	左岸 羽生市大字羽生字東谷3,701番の1地先		直轄区間起点	46,780	47,740	94,520
	右岸 同市同大字字向谷412番地先					
綾瀬川	左岸 桶川市大字小針領家字堤内1,459番地先		"	31,570	29,220	60,790
	右岸 同市同大字同字1,494番地先					
毛長川	左岸 川口市大字安行慈林字法印前33番地先		綾瀬川への合流点	8,060	3,485	11,545
	右岸 同市同大字同字5番の4地先					
辰井川	川口市大字東本郷字合ノ谷942番の1地先の市道橋		毛長川への合流点	5,750	5,750	11,500
毛長川放水 路	毛長川からの分派点		新芝川への合流点	960	960	1,920
伝右川	左岸 川口市東川口5丁目3番7地先		綾瀬川への合流点	13,120	13,120	26,240
	右岸 さいたま市緑区東大門3丁目10番地先					
一の橋放水 路	伝右川からの分派点		"	700	700	1,400
古綾瀬川	左岸 越谷市大字麦塚字道沼1,626番地先		"	6,400	6,400	12,800
	右岸 同字大字蒲生字八幡169番地先					
深作川	左岸 大宮市大字丸ヶ崎字押廻シ2,814番の1地先		"	3,850	3,850	7,700
	右岸 同市同大字同字2,760番の1地先					
大場川	左岸 北葛飾郡吉川町大字平沼字多いと切194番地先		中川への合流点	13,300	16,800	30,100
	右岸 同町同大字同字210番地先					
第二大場川	左岸 北葛飾郡吉川町大字道庭字堤外488番の1地先		直轄区間起点	6,100	6,100	12,200
	右岸 同町同大字同字404番の1地先					
垢川	綾瀬川からの分派点		中川への合流点	2,150		2,150
元荒川	左岸 熊谷市大字久下字熊久3,951番地先		"	60,650	60,650	121,300
	右岸 同市大字佐谷田字八町2,084番の1地先					
星川	熊谷市大字上川上字前493番3地先の市道橋下流端		元荒川への合流点	33,681	33,681	67,362
野通川	左岸 行田市大字小針字星川51番地先		"	14,400	14,400	28,800
	右岸 同市同大字字埜通449番地先					
赤堀川	左岸 鴻巣市大字常光字高野1,625番の1地先		"	4,500	4,500	9,000
	右岸 北足立郡北本町大字常光別所字上手451の1番地先					
忍川	左岸 熊谷市大字平戸字八町2,325番地先		"	12,200	12,200	24,400
	右岸 同市同大字同字2,292番の2地先					
新方川	左岸 春日部市大字増田新田字南313番地先		中川への合流点	11,000	11,000	22,000
	右岸 岩槻市大字大戸字沼端515番地先					
会之堀川	左岸 春日部市大字粕壁字内谷3,765番地		新方川への合流点	4,500	4,500	9,000
	右岸 同市同大字字立沼4,575番地の1地先					
大落古利根 川	左岸 北葛飾郡杉戸町大字下野字山谷991番の1地先		中川への合流点	26,700	26,700	53,400
	右岸 久喜市大字吉羽字下河原277番の4地先					
古隅田川	左岸 春日部市大字花積字合耕地152番の3地先		大落古利根川への合流点	4,800	4,800	9,600
	右岸 岩槻市大字南平野字下六反1,089番の1地先					
隼人堀川	左岸 南埼玉郡白岡町大字柴山字芽田1,340番の1地先		"	14,290	14,290	28,580
	右岸 同町同大字同字1,338番地先					
庄兵衛堀川	左岸 南埼玉郡菖蒲町大字台字北1,903番の1地先		隼人堀川への合流点	5,870	5,870	11,740
	右岸 同町同大字同字1,902番の1地先					
姫宮落川	左岸 久喜市大字下早見字内谷699番地先		大落古利根川への合流点	10,100	10,100	20,200
	右岸 同市同大字字大谷746番地先					
備前堀川	左岸 北埼玉郡騎西町大字鴻荃字三俣282番の1地先		"	11,400	11,400	22,800
	右岸 同郡同町大字芋荃字北谷2,204番の1地先					
備前前堀川	久喜市大字所久喜809番の2地先の 県道六万部久喜車場線万蔵橋下流端		"	7,770	7,770	15,540
青毛堀川	左岸 加須市大字下高柳字池原1,891番の1地先		"	9,163	9,163	18,326
	右岸 同市同大字字小宮1,627番地先					
倉松川	左岸 北葛飾郡幸手町大字幸手字裏町堀合堰4,313番の3地先		中川への合流点	13,450	13,450	26,900

	右岸 同町同大字同字4, 526番の6地先				
大島新田川	倉松川からの分派点	倉松川への合流点	1, 950	1, 950	3, 900
幸手放水路	中川からの分派点	江戸川への合流点	1, 100	1, 100	2, 200

河川名	区間		河川延長 (m)		
	上流端	下流端	左岸	右岸	合計
午の堀川	左岸 羽生市大字町屋字八幡573番の1地先	中川への合流点	7, 400	7, 400	14, 800
	右岸 同市同大字字本村334番の1地先				
手子堀川	左岸 羽生市大字下手子林字下新井2, 251番の1地先	"	6, 400	6, 400	12, 800
	右岸 同市大字同字2, 252番地先				
新槐堀川	左岸 羽生市大字喜右衛門新田字前沼617番の1地先	"	6, 300	6, 300	12, 600
	右岸 同市同大字北荻島字中浦503番の1地先				
権現堂川	利根川からの分派点	"	295	4, 580	4, 875
谷田川	左岸 群馬県邑楽郡千代田村大字新福寺字中道下乙151番地先	渡良瀬川への合流点		1, 080	1, 080
	右岸 同郡同村同大字同字150番地先				
福川	左岸 大里郡岡部町大字岡字堤祭19番の1地先	利根川への合流点	20, 770	20, 770	41, 540
	右岸 同郡同町同大字字矢島通689番地先				
石田川	左岸 群馬県新田郡新田町大字大根字新屋敷689番地の4地先の県道前橋古河線溝橋	"		1, 300	1, 300
	右岸 同県同郡同町同大字字本村前689番地の3地先				
小山川	秩父郡皆野町大字金沢字滝の下4, 015番の1地先の浦山第1号堰堤	直轄区間起点	36, 411	36, 411	72, 822
唐沢川	左岸 深谷市大字人見字馬場1, 179番地先	小山川への合流点	6, 900	6, 900	13, 800
	右岸 同市同大字字下川向1, 032番地先				
清水川	左岸 本庄市大字牧西字亀ヶ原1, 105番地先	"	5, 530	5, 530	11, 060
	右岸 同市大字滝瀬字清水川118番地先				
備前渠川	左岸 本庄市大字仁手字中島1, 432番のイ地先	"	3, 850	3, 850	7, 700
	右岸 同市同大字字屋敷割817番の2地先				
元小山川	左岸 上里町字樋越1, 706番地先	"	7, 780	7, 780	15, 560
	右岸 同村同大字同字1, 790番地先				
女堀川	左岸 児玉郡児玉町大字宮内字大室谷1, 164番の1地先	"	14, 950	14, 950	29, 900
	右岸 同町同大字字仮宿67番地先				
志戸川	左岸 美里町字落ヶ谷戸124番の1地先	小山川への合流点	9, 340	9, 340	18, 680
	右岸 同村同大字字中下125番地先				
藤治川	左岸 大里郡岡部町大字本郷字糖田62番地先	志戸川への合流点	5, 750	5, 750	11, 500
	右岸 同町同大字字木下南1, 825番の1地先				
天神川	左岸 児玉郡美里村大字白石字明平108番地先	"	6, 848	6, 848	13, 696
	右岸 同村同大字字湯の石2, 754番地先				
男堀川	左岸 児玉郡児玉町大字高関字高関西1, 448番地先	小山川への合流点	5, 550	5, 550	11, 100
	右岸 同町同大字字川久保1, 167番地先				
秋山川	左岸 児玉郡児玉町大字秋山字後内手171番地先	"	2, 560	2, 560	5, 120
	右岸 同町同大字同字168番地先				
小平川	左岸 児玉郡児玉町大字小平字中郷544番の1地先	"	1, 570	1, 570	3, 140
	右岸 同町同大字同字537番地先				
間瀬川	左岸 秩父郡野上町大字野上下郷字峠外1, 725番の8地先	"	3, 000	3, 000	6, 000
	右岸 児玉郡児玉町大字小平字上間瀬1, 982番の3地先				
稲聚川	左岸 児玉郡児玉町大字稲沢字西前耕地667番地先	"	1, 962	1, 962	3, 924
	右岸 同町同大字同字937番の2地先				
御陣場川	左岸 児玉郡上里村大字藤木戸字関邸138番地先	利根川への合流点	9, 400	9, 400	18, 800
	右岸 同村同大字同字147番地先				
忍保川	左岸 児玉郡上里町大字勅使河原字天沼3, 315番の2地先	御陣場川への合流点	4, 220	4, 220	8, 440
	右岸 同郡同町同大字同字3, 338番の1地先				
神流川	左岸 群馬県多野郡上野村大字檜原字本谷71番地先	直轄区間起点		9, 230	9, 230
	右岸 同県同郡同村同大字同字65番地先				

原市沼川	左岸 北足立郡伊奈町大字小室字道下536番2地先	綾瀬川への合流点	2,467	2,467	4,934
	右岸 上尾市大字平塚字下301番4地先				
計			555,517	566,797	1,122,314

荒川水系

河川名	区間		河川延長 (m)			
	上流端		左岸	右岸	合計	
荒川	左岸 秩父市大字大滝東京大学附属演習林内27林班地先	直轄区間起点	68,450	68,450	136,900	
	右岸 同村同大字東京大学附属演習林内22林班地先					
芝川	左岸 大宮市砂町2丁目118番地先	荒川への合流点	25,900	25,900	51,800	
	右岸 同市本郷町1,908番地先					
新芝川	芝川からの分派点		芝川への合流点	6,400	6,400	12,800
堅川	左岸 川口市大字芝字丸池822番地先	"	3,800	3,800	7,600	
	右岸 同市同大字字臈田769番地先					
藤右衛門川	左岸 浦和市太田窪2丁目1,397番の1号地先	"	4,506	4,506	9,012	
	右岸 同市大谷場1丁目184番の2号地先					
藤右衛門川 放水路	藤右衛門川からの分派点		"	1,480	1,480	2,960
新河岸川	左岸 川越市上野田町11番の1号地先	隅田川への合流点	25,698	25,698	51,396	
	右岸 同市同町12番の1号地先					
白子川	東京都練馬区南大泉町287番の1地先の都道橋		新河岸川への合流点	3,250	2,370	5,620
越戸川	左岸 和光市大字新倉4,722番地先	"	3,850	3,850	7,700	
	右岸 同市同大字4,740番地先					
谷中川	左岸 和光市大字新倉漆台3,627番地先	越戸川への合流点	750	750	1,500	
	右岸 同市同大字同字3,625番地先					
黒目川	左岸 東京都東久留米市下里7丁目335番地先	新河岸川への合流点	14,480	14,480	28,960	
	右岸 同市下里1丁目273番地の2地先					
柳瀬川	左岸 所沢市大字上山口字関場1,304番地先	"	19,450	16,400	35,850	
	右岸 同市同大字字中内手1,550番地先					
東川	左岸 所沢市大字糞谷字境井699番の3地先	柳瀬川への合流点	11,455	11,455	22,910	
	右岸 同市同大字同字699番の2地先					
九十川	左岸 川越市大字古谷上字伊佐沼1番地先	新河岸川への合流点	4,500	4,500	9,000	
	右岸 同市大字南田島字入会2,510番の1地先					
不老川	左岸 入間市大字宮寺字神明腰2,230番地先	"	16,950	16,950	33,900	
	右岸 同市同大字同字2,231番地先					
菖蒲川	左岸 戸田市大字上戸田字曲尺手1,852番地先	荒川への合流点	3,007	3,007	6,014	
	右岸 同市同大字字南原2,301番地先					
緑川	川口市前川町4丁目514番1地先の市道橋下流端		菖蒲川への合流点	4,750	4,750	9,500
笹目川	左岸 浦和市大字白幡字合ノ谷693番の2地先	荒川への合流点	5,110	5,110	10,220	
	右岸 同市同大字同字688番の1地先					
鴨川	左岸 上尾市大字沖の上字宮山776番の5地先	"	19,200	19,200	38,400	
	右岸 同市大字中妻字川向39番の1地先					
鴻沼川	左岸 大宮市大成町3丁目689番1地先	鴨川への合流点	10,106	10,106	20,212	
	右岸 同市榎引町2丁目253番1地先					
びん沼川	左岸 大宮市湯木町2丁目92番地先	荒川への合流点	5,900	5,900	11,800	
	右岸 川越市大字古谷本郷下組字二本木1,494番3地先					
新河岸川 放水路	新河岸川からの分派点		びん沼川への合流点	1,200	1,200	2,400
入間川	左岸 飯能市大字上名栗字東山中1,981番地先	直轄区間起点	51,273	51,273	102,546	
	右岸 同市同大字字西山中2,046番のイ地先					
横塚川	左岸 比企郡川島町大字曲師字曲居野91番の1地先	入間川への合流	2,500	2,500	5,000	

	右岸 同町同大字同字90番地先	点			
安藤川	左岸 比企郡川島町大字南園部字五反田276番1地先	"	7,475	7,475	14,950
	右岸 同郡同町同大字北園部字安藤539番地先				
越辺川	左岸 入間郡越生町大字黒山字南山1,188番地先	直轄区間起点	16,880	16,880	33,760
	右岸 同町同大字字東697番地先				
小畔川	入間郡日高町大字高荻字西王神2,550の1地先の町道橋	"	8,840	8,840	17,680
南小畔川	入間郡日高町大字大谷沢字大門向田652番の1地先の県道橋	小畔川への合流点	6,470	6,470	12,940
飯盛川	左岸 坂戸市大字片柳字風原549番の2地先	越辺川への合流点	4,300	4,300	8,600
	右岸 同市同大字字西谷722番の2地先				
都幾川	左岸 比企郡都幾川村大字大野字竹ノ谷1,372番地先	直轄区間起点	27,600	27,600	55,200
	右岸 同村同大字字鳶の巣1,027番1地先				

河川名	区間		河川延長 (m)		
	上流端	下流端	左岸	右岸	合計
槻川	左岸 秩父郡東秩父村大字白石字本皆戸393番の1地先	都幾川への合流点	24,899	24,899	49,798
	右岸 同村同大字字萩殿763番地先				
兜川	左岸 比企郡小川町大字勝呂字片瀬555番地先	槻川への合流点	6,900	6,900	13,800
	右岸 同町同大字字落合185番地先				
館川	左岸 比企郡小川町大字腰越字赤木1,818番地先	"	2,100	2,100	4,200
	右岸 同町同大字字大芝戸3,039番のイ地先				
雀川	左岸 比企郡玉川村大字日影字小北563番地先	都幾川への合流点	6,000	6,000	12,000
	右岸 同村同大字字高谷660番地先				
氷川	左岸 比企郡都幾川村大字櫛平字小林1番地先	"	4,350	4,350	8,700
	右岸 同村同大字字大津久657番地先				
九十九川	左岸 東松山市大字岩殿字入山1,359番地先	越辺川への合流点	6,000	6,000	12,000
	右岸 同市同大字字青木1,333番地先				
高麗川	左岸 飯能市大字坂元字小ノ神戸1,345番の1地先	直轄区間起点	32,425	32,425	64,850
	右岸 同市同大字字長比良1,431番の4地先				
宿谷川	左岸 入間郡毛呂山町大字宿谷字坂口208番の1地先	高麗川への合流点	1,500	1,500	3,000
	右岸 同町同大字字西ヶ谷209番地先				
長沢川	左岸 飯能市大字高山字日影121番の3地先	"	4,300	4,300	8,600
	右岸 同市同大字字井尻106番のイ地先				
北川	左岸 飯能市大字北川字石風呂1,183番の1地先	"	4,700	4,700	9,400
	右岸 同市同大字字岩井沢1,150番の7地先				
葛川	入間郡毛呂山町大字下川原字田向461番の35地先の東武鉄道越生線鉄道橋	越辺川への合流点	7,800	7,800	15,600
鳩川	左岸 比企郡鳩山村大字高野倉字貫429番のイ地先	"	6,820	6,820	13,640
	右岸 同村同大字字笹原416番地先				
大谷木川	左岸 入間郡毛呂山町大字大谷木字大平2号1,266番の10地先	"	6,400	6,400	12,800
	右岸 同町同大字字亀石甲898番の1地先				
毛呂川	左岸 入間郡毛呂山町大字滝の入字住吉1,337番の2地先	"	4,900	4,900	9,800
	右岸 同町同大字同字908番地先				
阿諏訪川	左岸 入間郡毛呂山町大字阿諏訪ひの字1,385番地先	毛呂川への合流点	1,300	1,300	2,600
	右岸 同町同大字字にの字143番地先				
上殿川	左岸 比企郡都幾川村大字大付字小山沢467番地先	越辺川への合流点	2,500	2,500	5,000
	右岸 入間郡越生町大字上谷字雨請松549番地の2地先				
麦原川	左岸 入間郡越生町大字麦原字柿の木平990番の2地先	"	3,500	3,500	7,000
	右岸 同町同大字字鳶の巣1,067番地先				
竜ヶ谷川	左岸 入間郡越生町大字竜ヶ谷字女滝911番地先	"	3,500	3,500	7,000
	右岸 同町同大字字夫婦岩955番の1地先				
霞川	青梅市師岡城前1,440番の1地先の柿沢橋	入間川への合流点	10,338	10,338	20,676

成木川	左岸 青梅市成木7丁目1,304番地先	"	4,600	3,250	7,850
	右岸 同市成木7丁目1,248番地先				
直竹川	左岸 飯能市大字上直竹上分字東細田363番地	成木川への合流点	4,800	4,800	9,600
	右岸 同市同大字上ノ久保302番地先				
大沢川	左岸 飯能市大字大河原字金穴378番地先	入間川への合流点	963	963	1,926
	右岸 同市同大字同字374番地先				
殿屋敷川	左岸 飯能市大字大河原字大谷口889番地先	"	512	512	1,024
	右岸 同市同大字同字888番1地先				
中藤川	左岸 飯能市大字南字上中沢251番地先	"	6,200	6,200	12,400
	右岸 同市同大字字畑中610番地先				
有間川	左岸 飯能市大字下名栗字栃の木出入口1,798番地先	"	9,100	9,100	18,200
	右岸 同市同大字字日影大淵1,789番地先				
逆川	左岸 飯能市大字下名栗字井戸入1,808番地先	有間川への合流点	1,800	1,800	3,600
	右岸 同市同大字字逆川1,807番地先				
炭谷川	左岸 飯能市大字上名栗字炭谷入3,047番の1地先	入間川への合流点	2,600	2,600	5,200
	右岸 同市同大字字炭谷日影3,049番の1地先				
湯の沢川	左岸 飯能市大字上名栗字釜の入1,252番の1地先	"	1,900	1,900	3,800
	右岸 同村同大字字姥補1,415番の1地先				

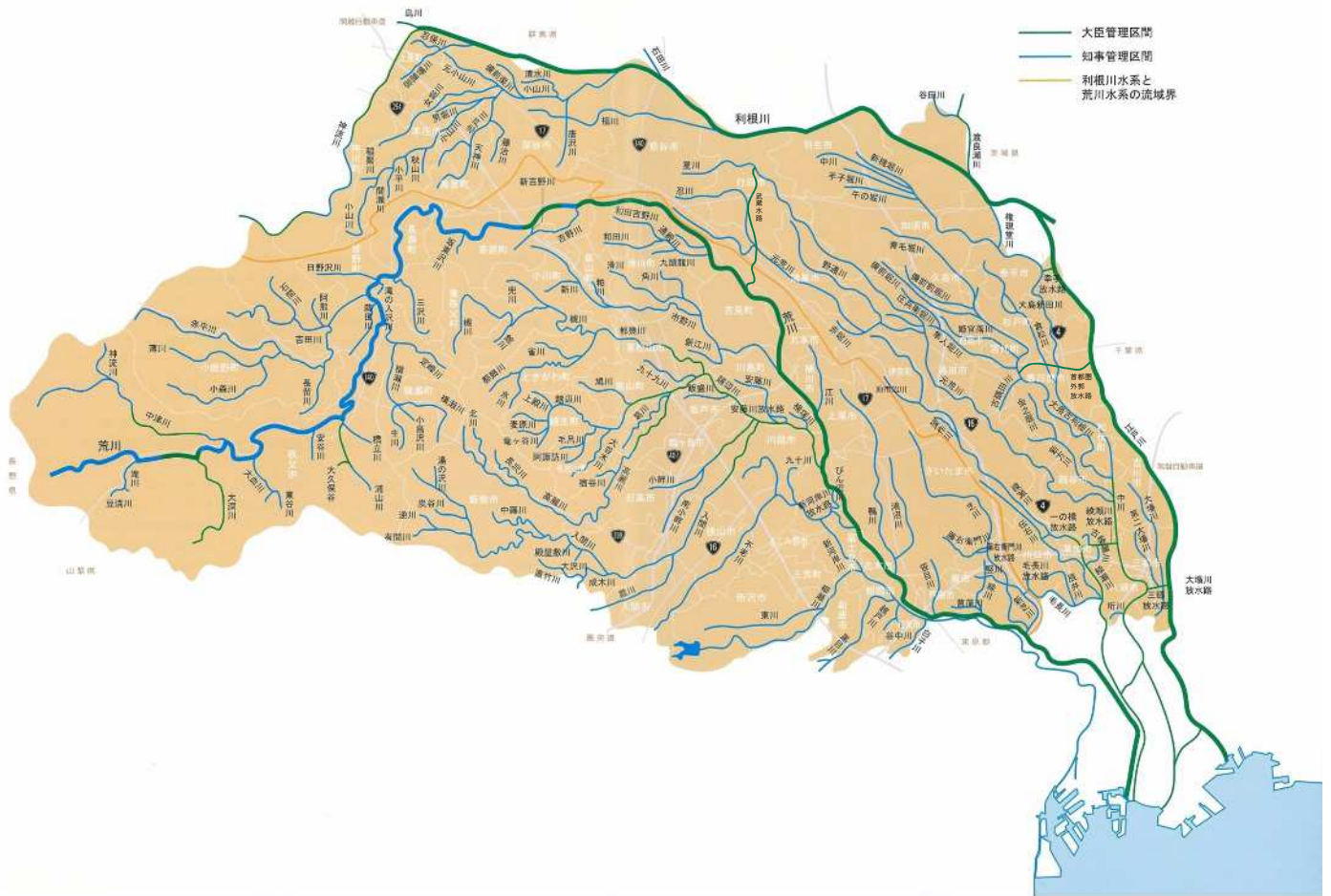
河川名	区間		河川延長 (m)		
	上流端	下流端	左岸	右岸	合計
江川	左岸 桶川市大字上日出谷字弥勒288番1地先	荒川への合流点	5,280	5,280	10,560
	右岸 同市大字川田谷字本沢6,087番1地先				
市野川	左岸 大里郡寄居町大字牟礼字下金井790番地先	"	38,142	38,162	76,304
	右岸 同町同大字字金井906番地先				
新江川	左岸 東松山市大字下野本字中曾根1,760番地先	市野川への合流点	3,379.5	3,379.5	6,759
	右岸 同市同大字同字1,622番地先				
滑川	左岸 比企郡滑川村大字和泉字畠中前963番地先	"	13,500	13,500	27,000
	右岸 同郡菅谷村大字勝田字元広野34番の1地先				
角川	左岸 東松山市大字大谷字片岡434番の1地先	滑川への合流点	3,700	3,700	7,400
	右岸 同市同大字字町田514番の1地先				
粕川	左岸 比企郡嵐山町大字越畑字東川端750番地先	市野川への合流点	3,500	3,500	7,000
	右岸 同町同大字字西川端96番地先				
新川	左岸 比企郡小川町大字高谷字宮小1,274番地先	"	2,600	2,600	5,200
	右岸 同町同大字同字1,261番地先				
和田吉野川	大里郡江南村大字成沢字宮前163番地先の宮前橋	荒川への合流点	11,200	11,200	22,400
和田川	左岸 大里郡江南村大字坂井字山之神987番地先	和田吉野川への合流点	8,950	8,950	17,900
	右岸 同村同大字字下田7番地先				
九頭龍川	東松山市大字岡字宿浦1,579番1地先の市道橋下流端	"	1,700	1,700	3,400
通殿川	左岸 大里郡大里村大字中曾根字北町121番地先	荒川への合流点	3,670	3,670	7,340
	右岸 同村大字小泉字前方80番の2地先				
吉野川	左岸 大里郡寄居町大字富田字鳥羽2,031番地先	"	10,960	10,960	21,920
	右岸 同町同大字字淵の上1,134番地先				
新吉野川	左岸 大里郡寄居町大字赤浜字南側下町1,130番地先	"	850	850	1,700
	右岸 同町同大字字明神638番地先				
坂東沢川	左岸 大里郡寄居町大字折原字前久2,206番地先	荒川への合流点	3,000	3,000	6,000
	右岸 同町同大字字常木110番の3地先				
三沢川	左岸 秩父郡皆野町大字三沢字長尾根5,591番地先	"	6,100	6,100	12,200
	右岸 同町同大字字親沢5,544番地先				
滝の入沢川	左岸 秩父郡皆野町大字皆野字上中746番地先	"	1,500	1,500	3,000
	右岸 同町同大字字滝沢3,875番地先				
日野沢川	左岸 秩父郡皆野町大字上日野字塔寿3,311番の1地先	"	5,900	5,900	11,800
	右岸 同町同大字字空滝1,939番地先				
赤平川	左岸 秩父郡小鹿野町大字河原沢字坂本836番地先	"	30,750	30,750	61,500
	右岸 同町同大字字入足3,148番地先				
吉田川	左岸 秩父郡小鹿野町大字藤倉字東山1,112番地先	赤平川への合流	16,800	16,800	33,600

	右岸 同町同大字字岩下726番地先	点			
阿熊川	左岸 秩父市大字阿熊字横田倉1, 251番地先	吉田川への合流点	4, 200	4, 200	8, 400
	右岸 同町同大字同字1, 250番地先				
石間川	左岸 秩父市大字石間字二番指3, 895番地先	"	4, 200	4, 200	8, 400
	右岸 同町同大字字東3, 783番地先				
長留川	左岸 秩父市大字小野原字柴原1, 152番の1地先	赤平川への合流点	5, 550	5, 550	11, 100
	右岸 同村同大字同字1, 155番地先				
薄川	左岸 秩父郡両神村大字薄字小倉9, 923番地先	"	12, 000	12, 000	24, 000
	右岸 同村同大字字大入10, 069番の1地先				
小森川	左岸 秩父郡両神村大字小森字長畑4, 493番の2地先	薄川への合流点	12, 150	12, 150	24, 300
	右岸 同村同大字字丸岩沢4, 728番の1地先				
蒔田川	左岸 秩父市大字蒔田字五反田2, 794番の2地先	荒川への合流点	5, 843	5, 843	11, 686
	右岸 同市同大字字府坂3, 293番地先				
横瀬川	左岸 秩父郡横瀬村大字芦久保字葛岩向1, 529番の1地先	"	18, 450	18, 450	36, 900
	右岸 同村同大字字芳ヶ平1, 492番地先				
定峰川	左岸 秩父市大字山田字炭伏場4, 403番地先	横瀬川への合流点	5, 300	5, 300	10, 600
	右岸 同市大字定峰字小釜1, 159番の1地先				
生川	左岸 秩父郡横瀬村大字横瀬字生川8, 598番地先	"	4, 900	4, 900	9, 800
	右岸 同村同大字同字8, 553番地先				
小島沢川	左岸 秩父郡横瀬村大字横瀬字小島7, 881番の1地先	"	1, 100	1, 100	2, 200
	右岸 同村同大字同字7, 877番の1地先				

河川名	区間		河川延長 (m)		
	上流端	下流端	左岸	右岸	合計
浦山川	左岸 秩父市大字浦山字落合2, 380番地先	荒川への合流点	3, 780	3, 780	7, 560
	右岸 同市同大字字川俣1, 558番地先				
橋立川	左岸 秩父市大字上影森字奥橋立709番地先	浦山川への合流点	2, 300	2, 300	4, 600
	右岸 同市同大字同字711番地先				
安谷川	左岸 秩父市大字日野字落倉1, 509番の1地先	荒川への合流点	2, 600	2, 600	5, 200
	右岸 同村大字上田野字南山2, 573番地先				
大血川	左岸 秩父市大字大滝字高尾根5, 198番の1地先	"	5, 400	5, 400	10, 800
	右岸 同村同大字字鉄砲出5, 163番地先				
東谷川	左岸 秩父市大字大滝東京大学附属演習林内 3 林班地先	大血川への合流点	1, 700	1, 700	3, 400
	右岸 同村同大字東京大学附属演習林内 2 林班地先				
中津川	左岸 秩父市大字中津川字横岩517番地先	荒川への合流点	14, 250	14, 250	28, 500
	右岸 同村同大字字アサカウツ529番地先				
神流川	左岸 秩父市大字中津川字赤岩554番地先	中津川への合流点	4, 930	4, 930	9, 860
	右岸 同村同大字同字550番地先				
滝川	左岸 秩父市大字大滝東京大学附属演習林内 1 9 林班地先	荒川への合流点	4, 400	4, 400	8, 800
	右岸 同村同大字東京大学附属演習林内 2 林班地先				
豆焼川	左岸 秩父市大字大滝東京大学附属演習林内 1 8 林班地先	滝川への合流点	2, 000	2, 000	4, 000
	右岸 同村同大字東京大学附属演習林内 1 6 林班地先				
計			844, 771. 5	839, 511. 5	1, 684, 283

(資料編Ⅲ-2-2-4) 埼玉県河川図

図表 1-10 埼玉県河川図



(資料編Ⅲ-2-2-5) 県内地盤沈下状況

本県では、地盤沈下の調査のため、昭和 36 年 2 月から毎年水準測量を実施している。

地盤沈下が最も激しい地域は、当初、川口市・戸田市等の県中央部及び東部の南側地域だったが、昭和 40 年代半ば以降は西部地域に移り、昭和 49 年には所沢市で過去最大の年間沈下量 27.2cm を観測した。昭和 50 年代半ば以降は北東部の旧鷲宮町、旧栗橋町（いずれも現久喜市）付近で沈下量が大きくなった。

その後、地下水採取規制の強化や水道水源の地下水から河川表流水へ転換などにより、地盤沈下は概ね沈静化した。年間 2 cm 以上の地盤沈下が確認されたのは、近年では令和 5 年（1 地点、2.1cm）のみである。

しかし、平成 6 年、8 年のような渇水の年には地下水需要が高まり、地盤沈下の面積が拡大する傾向がある。

(資料編Ⅲ-2-2-6) 水防法第14条による洪水浸水想定区域の指定に係る関係市町村

(直轄管理河川)

○利根川の氾濫により浸水が想定される市町村(27市町)

さいたま市、熊谷市、川口市、行田市、加須市、本庄市、春日部市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、伊奈町、上里町、宮代町、杉戸町、松伏町

○渡良瀬川の氾濫により浸水が想定される市町村(1市)

加須市

○広瀬川の氾濫により浸水が想定される市町村(1市)

熊谷市

○早川の氾濫により浸水が想定される市町村(1市)

熊谷市

○小山川の氾濫により浸水が想定される市町村(11市)

さいたま市、熊谷市、行田市、加須市、本庄市、羽生市、鴻巣市、深谷市、久喜市、蓮田市、白岡市

○烏川の氾濫により浸水が想定される市町村(3市町)

本庄市、深谷市、上里町

○神流川の氾濫により浸水が想定される市町村(4市町)

本庄市、深谷市、神川町、上里町

○江戸川の氾濫により浸水が想定される市町村(11市町)

さいたま市、春日部市、草加市、越谷市、久喜市、八潮市、三郷市、幸手市、吉川市、杉戸町、松伏町

○中川の氾濫により浸水が想定される市町村(6市町)

草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町

○綾瀬川の氾濫により浸水が想定される市町村(3市)

草加市、越谷市、八潮市

○荒川の氾濫により浸水が想定される市町村(40市町)

さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、加須市、東松山市、春日部市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、川島町、吉見町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町

○入間川の氾濫により浸水が想定される市町村(9市町)

さいたま市、川越市、朝霞市、志木市、和光市、富士見市、坂戸市、ふじみ野市、川島町

○越辺川の氾濫により浸水が想定される市町村(7市町)

川越市、東松山市、坂戸市、毛呂山町、川島町、吉見町、鳩山町

○小畔川の氾濫により浸水が想定される市町村(3市町)

川越市、坂戸市、川島町

○高麗川の氾濫により浸水が想定される市町村(5市町)

川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、川島町

○都幾川の氾濫により浸水が想定される市町村(5市町)

川越市、東松山市、坂戸市、川島町、吉見町

(埼玉県管理河川もしくは河川流域)

○小山川流域の氾濫により浸水が想定される市町村(9市町)

皆野町、上里町、神川町、寄居町、本庄市、深谷市、美里町、熊谷市、行田市

○福川の氾濫により浸水が想定される市町村(6市)

深谷市、熊谷市、行田市、羽生市、加須市、鴻巣市

○中川流域の氾濫により浸水が想定される市町村(24市町)

熊谷市、行田市、羽生市、加須市、鴻巣市、久喜市、幸手市、北本市、上尾市、桶川市、伊奈町、蓮田市、白岡市、宮代町、杉戸町、春日部市、さいたま市、松伏町、越谷市、草加市、川口市、吉川市、八潮市、三郷市

○御陣場川流域の氾濫により浸水が想定される市町村(3市町)

上里町、本庄市、深谷市

○神流川の氾濫により浸水が想定される市町村(4市町)

神川町、上里町、本庄市、深谷市

○市野川流域の氾濫により浸水が想定される市町村(8市町)

熊谷市、東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、寄居町

○入間川流域の氾濫により浸水が想定される市町村(15市町)

川越市、飯能市、東松山市、狭山市、入間市、坂戸市、日高市、毛呂山町、越生町、嵐山町、小川町、川島町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村

○鴨川流域の氾濫により浸水が想定される市町村(5市)

さいたま市、川口市、上尾市、蕨市、戸田市

○芝川・新芝川流域の氾濫により浸水が想定される市町村(7市)

さいたま市、川口市、上尾市、草加市、蕨市、戸田市、八潮市

○新河岸川流域の氾濫により浸水が想定される市町村(12市町)

さいたま市、川越市、所沢市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町

○吉野川流域の氾濫により浸水が想定される市町村(4市町)

熊谷市、深谷市、寄居町、東松山市

○和田吉野川流域の氾濫により浸水が想定される市町村(6市町)

熊谷市、東松山市、滑川町、嵐山町、川島町、吉見町

○江川の氾濫により浸水が想定される市町村(2市)

上尾市、桶川市

○笹目川の氾濫により浸水が想定される市町村(4市)

さいたま市、川口市、蕨市、戸田市

○菖蒲川の氾濫により浸水が想定される市町村(3市)

川口市、蕨市、戸田市

○荒川上流域の氾濫により浸水が想定される市町村(7市町)

秩父市、深谷市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、寄居町

(群馬県管理河川)

○石田川・蛇川の氾濫により浸水が想定される市町村（1市）

熊谷市

○早川の氾濫により浸水が想定される市町村（1市）

熊谷市

○広瀬川の氾濫により浸水が想定される市町村（1市）

本庄市

○谷田川の氾濫により浸水が想定される市町村（1市）

加須市

○利根川（県央区間）の氾濫により浸水が想定される市町村（2市町）

本庄市、上里町

警報・注意報発表基準一覧表

(東京管区気象台管内)

令和7年5月29日現在

発表官署		熊谷地方気象台					
府県予報区		埼玉県					
一次細分区域		南部			北部		秩父地方
市町村等をまとめた地域		南中部	南東部	南西部	北東部	北西部	
警報	大雨	区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合					
	洪水	区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合					
	暴風(平均風速)	20m/s				15m/s	
	暴風雪(平均風速)	20m/s 雪を伴う				15m/s 雪を伴う	
	大雪	12時間降雪の深さ10cm				12時間降雪の深さ30cm	
	波浪(有義波高)						
注意報	高潮						
	大雨	区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合					
	洪水	区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合					
	強風(平均風速)	11m/s				10m/s	
	風雪(平均風速)	11m/s 雪を伴う				10m/s 雪を伴う	
	大雪	12時間降雪の深さ5cm				12時間降雪の深さ10cm	
	波浪(有義波高)						
	高潮						
	雷	落雷等で被害が予想される場合					
	融雪						
	濃霧(視程)	100m					
乾燥	乾燥	最小湿度25% 実効湿度55%					
	なだれ						
	低温	夏期:低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期:最低気温-6℃以下* ¹				夏期:低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期:最低気温-6℃以下* ²	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温4℃以下					
	着水・着雪	著しい着水(雪)で被害が予想される場合					
記録的短時間大雨情報(1時間雨量)		100mm					

*¹ 冬期の気温は熊谷地方気象台の値。

*² 冬期の気温は秩父特別地域気象観測所の値。

(別表1)大雨警報基準

令和5年6月8日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
南中部	さいたま市	18	115
	川越市	15	119
	川口市	18	121
	所沢市	15	119
	狭山市	17	125
	上尾市	18	114
	蕨市	18	—
	戸田市	18	—
	朝霞市	15	118
	志木市	15	118
	和光市	18	118
	新座市	18	119
	桶川市	18	111
	北本市	18	111
	富士見市	17	118
	ふじみ野市	18	121
	伊奈町	18	—
	三芳町	18	120
	川島町	18	—
	南東部	春日部市	17
草加市		18	—
越谷市		21	—
八潮市		18	—
三郷市		18	—
蓮田市		15	—
幸手市		18	—
吉川市		17	—
白岡市		18	—
宮代町		18	—
杉戸町		18	—
松伏町		17	127
南西部	飯能市	25	114
	入間市	25	119
	坂戸市	25	154
	鶴ヶ島市	25	—
	日高市	25	124
	毛呂山町	25	146
	越生町	25	124
北東部	行田市	25	—
	加須市	25	—
	羽生市	25	—
	鴻巣市	25	140
	久喜市	25	—

(別表1)大雨警報基準

令和5年6月8日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
北西部	熊谷市	18	128
	本庄市	20	136
	東松山市	21	128
	深谷市	24	146
	滑川町	21	128
	嵐山町	19	126
	小川町	23	126
	吉見町	22	128
	鳩山町	18	159
	ときがわ町	23	126
	東秩父村	23	156
	美里町	18	158
	神川町	23	124
	上里町	23	—
	寄居町	22	143
(秩父地方)	秩父市	18	118
	横瀬町	20	161
	皆野町	17	118
	長瀬町	18	164
	小鹿野町	18	124

(別表2)洪水警報基準

令和7年5月29日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
南中部	さいたま市	元荒川流域=24.9, 伝右川流域=3.9, 芝川流域=12.1, 笹目川流域=6.9, 綾瀬川流域=15.4, 鴨川流域=11.5, 藤右衛門川流域=10.4, 加田屋川流域=7.1, 鴻沼川流域=9.5	元荒川流域=(14, 12.8), 芝川流域=(18, 11.3), 笹目川流域=(8, 6.3), 綾瀬川流域=(8, 12.4), 鴨川流域=(9, 11.3), 藤右衛門川流域=(8, 8.4), 鴻沼川流域=(16, 6.6)	入間川・小畔川[管間], 綾瀬川中流部(一の橋区間)[一の橋], 芝川・新芝川[青木水門], 新河岸川[宮戸橋], 元荒川[三野宮], 新方川[増林], 荒川[熊谷・治水橋・岩淵水門(上)]
	川越市	九十川流域=6.7, 不老川流域=22.7, 久保川流域=8.9, 新河岸川流域=21.6	九十川流域=(7, 6.4), 久保川流域=(7, 8), 新河岸川流域=(13, 15.5), 荒川流域=(7, 80)	越辺川・都幾川・高麗川[入西・高坂橋・天神橋], 入間川・小畔川[小ヶ谷・管間・八幡橋], 新河岸川[宮戸橋], 入間川中流部[新富士見橋], 荒川[治水橋]
	川口市	毛長川流域=4.9, 藤右衛門川流域=10.8, 緑川流域=4.5, 芝川流域=19.7	毛長川流域=(8, 4.2), 緑川流域=(8, 4), 芝川流域=(18, 18), 新芝川流域=(16, 14.4)	綾瀬川中流部(一の橋区間)[一の橋], 芝川・新芝川[青木水門], 荒川[治水橋・岩淵水門(上)]
	所沢市	柳瀬川流域=14.3, 東川流域=7.4, 砂川流域=10.3	柳瀬川流域=(6, 14.3), 東川流域=(12, 6.7)	—
	狭山市	不老川流域=12.1, 久保川流域=7.2	不老川流域=(7, 10.8), 久保川流域=(7, 6.4)	入間川中流部[新富士見橋]
	上尾市	綾瀬川流域=12.1, 原市沼川流域=7, 鴨川流域=11.3, 江川流域=7.6, 芝川流域=8.5	江川流域=(6, 7.6), 荒川流域=(6, 64.6)	荒川[熊谷・治水橋]
	蕨市	緑川流域=4.5	緑川流域=(8, 4)	芝川・新芝川[青木水門], 荒川[治水橋・岩淵水門(上)]
	戸田市	菖蒲川流域=9.4, 笹目川流域=8.1, 緑川流域=6.8	菖蒲川流域=(8, 8.4), 笹目川流域=(8, 7.2)	芝川・新芝川[青木水門], 荒川[治水橋・岩淵水門(上)]
	朝霞市	越戸川流域=5.3, 黒目川流域=16.1	新河岸川流域=(12, 20.4)	新河岸川[宮戸橋], 荒川[治水橋・岩淵水門(上)]
	志木市	柳瀬川流域=30	柳瀬川流域=(12, 19.1), 新河岸川流域=(14, 23.5)	新河岸川[宮戸橋], 荒川[治水橋・岩淵水門(上)]
	和光市	白子川流域=11, 越戸川流域=5.2	新河岸川流域=(16, 32.5)	新河岸川[宮戸橋], 荒川[治水橋・岩淵水門(上)]
	新座市	黒目川流域=16.1, 柳瀬川流域=28.7	柳瀬川流域=(7, 27.7)	荒川[治水橋]
	桶川市	元荒川流域=17.7, 赤堀川流域=9.2, 江川流域=8.9, 高野戸川流域=7	—	荒川[熊谷]
	北本市	赤堀川流域=5.7, 江川流域=6.3	—	荒川[熊谷]
	富士見市	柳瀬川流域=30	新河岸川流域=(11, 19.8)	入間川・小畔川[管間], 新河岸川[宮戸橋], 荒川[治水橋]
	ふじみ野市	川越江川流域=7.6, 福岡江川流域=7.5	川越江川流域=(18, 6), 新河岸川流域=(18, 22.2), 福岡江川流域=(8, 6.3)	入間川・小畔川[管間], 新河岸川[宮戸橋], 荒川[治水橋]
	伊奈町	綾瀬川流域=8.6, 原市沼川流域=4.5	—	—
	三芳町	柳瀬川流域=29.9	—	荒川[治水橋]
	川島町	安藤川流域=5.5, 新江川流域=5.7	安藤川流域=(7, 4.4), 新江川流域=(8, 5.7)	越辺川・都幾川・高麗川[入西・高坂橋・天神橋・野木], 入間川・小畔川[小ヶ谷・管間], 荒川[熊谷]
南東部	春日部市	中川流域=21.3, 会之堀川流域=7.9, 隼人堀川流域=8.2, 倉松川流域=12	大落古利根川流域=(9, 11.3), 会之堀川流域=(14, 6), 隼人堀川流域=(9, 7.4)	中川中流部[牛島], 元荒川[三野宮], 新方川[増林], 大落古利根川[杉戸], 利根川上流部[栗橋], 江戸川[西関宿・野田]
	草加市	毛長川流域=9.5, 伝右川流域=8.9, 古綾瀬川流域=9.3	古綾瀬川流域=(10, 8.3)	中川[吉川], 綾瀬川(谷古宇区間)[谷古宇], 綾瀬川中流部(一の橋区間)[一の橋], 芝川・新芝川[青木水門], 元荒川[三野宮]
	越谷市	古綾瀬川流域=6.9	元荒川流域=(18, 13.7), 綾瀬川流域=(18, 10.5), 新方川流域=(14, 8.3)	中川[吉川], 綾瀬川(谷古宇区間)[谷古宇], 綾瀬川中流部(一の橋区間)[一の橋], 中川中流部[牛島], 元荒川[三野宮], 新方川[増林], 大落古利根川[杉戸]
	八潮市		中川流域=(12, 17.3), 綾瀬川流域=(10, 16.4)	中川[吉川], 綾瀬川(谷古宇区間)[谷古宇], 江戸川[野田], 荒川[岩淵水門(上)]
	三郷市	大場川流域=11.4	大場川流域=(16, 7.5)	中川[吉川], 江戸川[野田]
	蓮田市	綾瀬川流域=11.7, 元荒川流域=24.5	元荒川流域=(14, 13.3)	—
	幸手市	倉松川流域=10.9, 中川流域=18.1	倉松川流域=(16, 8.2)	利根川上流部[八斗島・栗橋], 江戸川[西関宿]

(別表2)洪水警報基準

令和7年5月29日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
	吉川市	大場川流域=6.5	大場川流域=(8, 6.3), 中川流域=(14, 20.6)	中川[吉川], 中川中流部[牛島], 元荒川[三野宮], 新方川[増林], 大落古利根川[杉戸], 江戸川[野田]
	白岡市	元荒川流域=24.4, 隼人堀川流域=6.1	—	利根川上流部[栗橋]
	宮代町	姫宮落川流域=6.3	—	大落古利根川[杉戸], 利根川上流部[栗橋]
	杉戸町	中川流域=18.7, 倉松川流域=11.7	—	大落古利根川[杉戸], 利根川上流部[栗橋], 江戸川[西関宿]
	松伏町		大落古利根川流域=(10, 15.8)	中川[吉川], 中川中流部[牛島], 新方川[増林], 大落古利根川[杉戸], 江戸川[西関宿・野田]
南西部	飯能市	入間川流域=24.7, 高麗川流域=16.3	—	—
	入間市	入間川流域=29.8, 不老川流域=11.1, 霞川流域=14.7	入間川流域=(7, 26.8), 不老川流域=(7, 9.9), 霞川流域=(7, 13.2)	入間川中流部[新富士見橋]
	坂戸市	大谷川流域=12.9, 飯盛川流域=9.7, 葛川流域=8.8	飯盛川流域=(8, 8.7), 葛川流域=(14, 6.5), 越辺川流域=(18, 38.3), 高麗川流域=(12, 17.8)	越辺川・都幾川・高麗川[入西・高坂橋・天神橋・野本・坂戸], 入間川・小畔川[小ヶ谷・菅間・八幡橋], 荒川[熊谷]
	鶴ヶ島市	大谷川流域=8.5	—	越辺川・都幾川・高麗川[坂戸]
	日高市	小畔川流域=6.8, 高麗川流域=20.3	—	—
	毛呂山町	葛川流域=5.5, 越辺川流域=20.9	越辺川流域=(7, 18.8)	越辺川・都幾川・高麗川[入西・高坂橋・天神橋・坂戸]
	越生町	越辺川流域=15.5	越辺川流域=(7, 14.4)	—
北東部	行田市	星川流域=10.8, 忍川流域=11.9	—	利根川上流部[八斗島], 荒川[熊谷]
	加須市	備前堀川流域=6.9, 中川流域=13.1	—	利根川上流部[八斗島・栗橋], 渡良瀬川下流部[足利・古河], 荒川[熊谷]
	羽生市	会の川流域=5.3, 中川流域=6.4	中川流域=(15, 5.5)	利根川上流部[八斗島・栗橋]
	鴻巣市	元荒川流域=9.5, 野通川流域=9.9	—	利根川上流部[八斗島], 荒川[熊谷]
	久喜市	元荒川流域=19.4, 青毛堀川流域=10.9, 星川流域=13.9, 備前前堀川流域=3.9, 中川流域=17.3, 稲荷木落流域=6.4	星川流域=(10, 9.4)	利根川上流部[八斗島・栗橋], 江戸川[西関宿]
北西部	熊谷市	福川流域=15.9, 元荒川流域=6.6, 忍川流域=7.1, 和田吉野川流域=9.2, 和田川流域=9.5, 新星川流域=6.2	福川流域=(11, 12.3), 和田吉野川流域=(11, 8.2)	利根川水系石田川[下田島・牛沢], 利根川上流部[八斗島], 荒川[熊谷]
	本庄市	元小山川流域=4.7, 女堀川流域=10.5	元小山川流域=(15, 4.2), 女堀川流域=(13, 9.7)	烏川流域[岩鼻], 神流川[若泉], 利根川上流部[八斗島]
	東松山市	市野川流域=23.3, 和田吉野川流域=13.4, 九十九川流域=6.5, 滑川流域=14.7, 角川流域=7.2, 和田川流域=9.5	市野川流域=(8, 23), 九十九川流域=(8, 5.8), 滑川流域=(16, 11.3), 都幾川流域=(8, 26.8)	越辺川・都幾川・高麗川[入西・高坂橋・天神橋・野本], 荒川[熊谷]
	深谷市	福川流域=8.9, 小山川流域=30.6, 清水川流域=4.7, 藤治川流域=9.3, 唐沢川流域=10.1, 志戸川流域=14.7, 吉野川流域=4.7, 備前渠川流域=12	—	烏川流域[岩鼻], 利根川上流部[八斗島], 荒川[熊谷]
	滑川町	滑川流域=11, 市野川流域=16.5	—	—
	嵐山町	市野川流域=13.8, 都幾川流域=30.6	市野川流域=(8, 12.4)	—
	小川町	槻川流域=22	槻川流域=(7, 19.8)	—
	吉見町	市野川流域=24.1	—	越辺川・都幾川・高麗川[入西・高坂橋・天神橋・野本], 荒川[熊谷]
	鳩山町		越辺川流域=(9, 22.4)	越辺川・都幾川・高麗川[入西・高坂橋・天神橋]
	ときがわ町	都幾川流域=18	都幾川流域=(8, 16.2)	—
	東秩父村	槻川流域=12.3	—	—
	美里町	小山川流域=16.4, 志戸川流域=10.4	—	—
	神川町		—	神流川[若泉]

(別表2)洪水警報基準

令和7年5月29日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準* ¹	指定河川洪水予報による基準
	上里町	御陣場川流域=10.3	—	烏川流域[岩鼻], 神流川[岩泉], 利根川上流部[八斗島]
	寄居町	荒川流域=70.9, 新吉野川流域=7.3	—	荒川[熊谷]
(秩父地方)	秩父市	荒川流域=50.1, 赤平川流域=32.3, 横瀬川流域=21.8	横瀬川流域=(8, 19.6)	—
	横瀬町	横瀬川流域=18	横瀬川流域=(6, 17.4)	—
	皆野町	荒川流域=67.4	荒川流域=(8, 66)	—
	長瀬町	荒川流域=67.9	—	—
	小鹿野町	赤平川流域=27.5	—	—

*¹ (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

(別表3)大雨注意報基準

令和5年6月8日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
南中部	さいたま市	10	79
	川越市	9	82
	川口市	10	83
	所沢市	8	82
	狭山市	9	86
	上尾市	8	78
	蕨市	10	117
	戸田市	10	117
	朝霞市	10	81
	志木市	10	81
	和光市	8	81
	新座市	9	82
	桶川市	10	76
	北本市	10	76
	富士見市	9	81
	ふじみ野市	10	83
	伊奈町	9	117
	三芳町	10	82
	川島町	9	117
南東部	春日部市	12	84
	草加市	13	117
	越谷市	13	117
	八潮市	13	117
	三郷市	11	117
	蓮田市	7	117
	幸手市	10	117
	吉川市	10	117
	白岡市	9	117
	宮代町	10	117
	杉戸町	12	117
	松伏町	13	87
南西部	飯能市	9	74
	入間市	9	77
	坂戸市	10	100
	鶴ヶ島市	8	117
	日高市	10	80
	毛呂山町	9	94
	越生町	9	80
北東部	行田市	11	117
	加須市	11	117
	羽生市	8	117
	鴻巣市	10	100
	久喜市	8	117

(別表3)大雨注意報基準

令和5年6月8日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
北西部	熊谷市	9	92
	本庄市	7	97
	東松山市	10	92
	深谷市	10	105
	滑川町	10	92
	嵐山町	10	90
	小川町	9	90
	吉見町	10	92
	鳩山町	12	114
	ときがわ町	10	90
	東秩父村	11	112
	美里町	10	113
	神川町	10	89
	上里町	10	117
	寄居町	9	102
(秩父地方)	秩父市	10	83
	横瀬町	10	114
	皆野町	10	83
	長瀬町	9	116
	小鹿野町	9	88

(別表4)洪水注意報基準

令和7年5月29日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
南中部	さいたま市	元荒川流域=19.9, 伝右川流域=3.1, 芝川流域=9.6, 笹目川流域=5.5, 綾瀬川流域=12.3, 鴨川流域=9.2, 藤右衛門川流域=8.3, 加田屋川流域=5.6, 鴻沼川流域=6.6	元荒川流域=(5, 11.5), 芝川流域=(5, 9.6), 笹目川流域=(5, 5.5), 綾瀬川流域=(7, 11.2), 鴨川流域=(9, 7.4), 藤右衛門川流域=(5, 7.6), 加田屋川流域=(5, 5.4), 鴻沼川流域=(5, 5.9)	綾瀬川中流部(一の橋区間)[一の橋], 芝川・新芝川[青木水門], 新方川[増林], 荒川[治水橋]
	川越市	九十川流域=5.3, 不老川流域=18.1, 久保川流域=7.1, 新河岸川流域=17.2	九十川流域=(5, 5.3), 不老川流域=(5, 17.6), 久保川流域=(5, 7.1), 小畔川流域=(5, 13.8), 新河岸川流域=(5, 14), 荒川流域=(5, 65.1)	越辺川・都幾川・高麗川[天神橋], 入間川・小畔川[小ヶ谷・菅間・八幡橋], 新河岸川[宮戸橋], 入間川中流部[新富士見橋], 荒川[治水橋]
	川口市	毛長川流域=3.9, 藤右衛門川流域=8.6, 緑川流域=3.7, 芝川流域=15.7	毛長川流域=(5, 3.8), 緑川流域=(5, 3.5), 芝川流域=(5, 15.7), 新芝川流域=(5, 13)	綾瀬川中流部(一の橋区間)[一の橋], 芝川・新芝川[青木水門], 荒川[岩淵水門(上)]
	所沢市	柳瀬川流域=11.4, 東川流域=5.9, 砂川堀流域=8.2	柳瀬川流域=(6, 8.4), 東川流域=(5, 5.9), 砂川堀流域=(5, 8.2)	—
	狭山市	不老川流域=9.6, 久保川流域=5.7	不老川流域=(5, 9.6), 久保川流域=(5, 5.7)	入間川中流部[新富士見橋]
	上尾市	綾瀬川流域=9.6, 原市沼川流域=5.6, 鴨川流域=9, 江川流域=6, 芝川流域=6.8	綾瀬川流域=(5, 9.6), 原市沼川流域=(5, 5.6), 鴨川流域=(5, 8.9), 江川流域=(5, 6), 芝川流域=(5, 6.3), 荒川流域=(6, 43.6)	荒川[熊谷・治水橋]
	蕨市	緑川流域=3.7	緑川流域=(5, 3.5)	—
	戸田市	葛蒲川流域=7.5, 笹目川流域=6.4, 緑川流域=5.4	葛蒲川流域=(5, 7.5), 笹目川流域=(5, 6.4), 緑川流域=(5, 5.4)	荒川[治水橋・岩淵水門(上)]
	朝霞市	越戸川流域=4.2, 黒目川流域=12.8	越戸川流域=(5, 4.2), 黒目川流域=(8, 12.6), 新河岸川流域=(7, 18.4)	新河岸川[宮戸橋], 荒川[治水橋]
	志木市	柳瀬川流域=24	柳瀬川流域=(7, 17.2), 新河岸川流域=(8, 21.2)	新河岸川[宮戸橋], 荒川[治水橋]
	和光市	白子川流域=8.8, 越戸川流域=4.2	新河岸川流域=(6, 23.1)	新河岸川[宮戸橋], 荒川[治水橋]
	新座市	黒目川流域=12.8, 柳瀬川流域=22.9	黒目川流域=(5, 12.5), 柳瀬川流域=(7, 22.9)	—
	桶川市	元荒川流域=14.1, 赤堀川流域=7.3, 江川流域=7.1, 高野戸川流域=5.6	赤堀川流域=(9, 5.8), 江川流域=(9, 4.6), 高野戸川流域=(5, 5.6)	荒川[熊谷]
	北本市	赤堀川流域=4.6, 江川流域=4.9	赤堀川流域=(5, 4.2), 江川流域=(5, 4.9)	荒川[熊谷]
	富士見市	柳瀬川流域=24	柳瀬川流域=(5, 21.6), 新河岸川流域=(9, 15.3)	新河岸川[宮戸橋], 荒川[治水橋]
	ふじみ野市	川越江川流域=6, 福岡江川流域=6	川越江川流域=(5, 5.4), 新河岸川流域=(5, 20), 福岡江川流域=(5, 5.7)	新河岸川[宮戸橋]
	伊奈町	綾瀬川流域=6.8, 原市沼川流域=3.7	綾瀬川流域=(5, 6.8), 原市沼川流域=(5, 3.6)	—
	三芳町	柳瀬川流域=23.9	柳瀬川流域=(5, 21.5)	—
	川島町	安藤川流域=4.4, 新江川流域=4.5	安藤川流域=(5, 4), 新江川流域=(8, 4.5), 入間川流域=(7, 40.4), 荒川流域=(7, 49.3)	越辺川・都幾川・高麗川[天神橋・野本], 入間川・小畔川[菅間], 荒川[熊谷]
	南東部	春日部市	中川流域=17, 会之堀川流域=6.3, 隼人堀川流域=6.5, 倉松川流域=9.6	新方川流域=(6, 6), 大落古利根川流域=(9, 10.2), 中川流域=(6, 17), 会之堀川流域=(6, 5.4), 隼人堀川流域=(6, 6.5), 倉松川流域=(6, 9.6)
草加市		毛長川流域=7.6, 伝右川流域=7.1, 古綾瀬川流域=7.4	毛長川流域=(6, 7.6), 伝右川流域=(6, 6.7), 古綾瀬川流域=(6, 7.4), 綾瀬川流域=(6, 14.5)	中川[吉川], 綾瀬川(谷古宇区間)[谷古宇], 綾瀬川中流部(一の橋区間)[一の橋]
越谷市		古綾瀬川流域=5.5	元荒川流域=(10, 12.3), 綾瀬川流域=(10, 9.4), 新方川流域=(6, 7.4), 中川流域=(8, 23.6)	中川[吉川], 綾瀬川(谷古宇区間)[谷古宇], 綾瀬川中流部(一の橋区間)[一の橋], 元荒川[三野宮], 新方川[増林], 大落古利根川[杉戸]
八潮市			中川流域=(10, 15.6), 綾瀬川流域=(6, 14.8)	中川[吉川], 綾瀬川(谷古宇区間)[谷古宇]
三郷市		大場川流域=9.1	大場川流域=(5, 6.8), 中川流域=(10, 24.3)	中川[吉川], 江戸川[野田]
蓮田市		綾瀬川流域=9.3, 元荒川流域=19.6	綾瀬川流域=(5, 9.3), 元荒川流域=(8, 12)	—
幸手市		倉松川流域=8.7, 中川流域=14.4	倉松川流域=(5, 5.2)	江戸川[西関宿]

(別表4)洪水注意報基準

令和7年5月29日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
	吉川市	大場川流域=5.2	大場川流域=(8, 4), 中川流域=(8, 18.5), 江戸川流域=(8, 10.8)	中川[吉川], 中川中流部[牛島], 新方川[増林], 江戸川[野田]
	白岡市	元荒川流域=19.5, 隼人堀川流域=4.8	元荒川流域=(7, 19.5)	—
	宮代町	姫宮落川流域=4.9	姫宮落川流域=(5, 4.9)	大落古利根川[杉戸]
	杉戸町	中川流域=14.9, 倉松川流域=9.3	大落古利根川流域=(10, 12.7), 倉松川流域=(6, 9.3)	大落古利根川[杉戸], 江戸川[西関宿]
	松伏町		大落古利根川流域=(10, 14.2)	中川[吉川], 中川中流部[牛島], 大落古利根川[杉戸], 江戸川[野田]
南西部	飯能市	入間川流域=19.7, 高麗川流域=13	入間川流域=(5, 19.7)	—
	入間市	入間川流域=23.8, 不老川流域=8.8, 霞川流域=11.7	入間川流域=(7, 23.8), 不老川流域=(5, 8.8), 霞川流域=(5, 11.7)	—
	坂戸市	大谷川流域=10.3, 飯盛川流域=7.7, 葛川流域=5.8	大谷川流域=(5, 10.3), 飯盛川流域=(5, 7.7), 葛川流域=(5, 5.8), 越辺川流域=(5, 34.5), 高麗川流域=(8, 12.6)	越辺川・都幾川・高麗川[入西・高坂橋・天神橋・坂戸]
	鶴ヶ島市	大谷川流域=6.8	大谷川流域=(5, 6.8)	—
	日高市	小畔川流域=5.4, 高麗川流域=16.2	小畔川流域=(5, 5.4), 高麗川流域=(8, 13)	—
	毛呂山町	葛川流域=4.4, 越辺川流域=16.7	越辺川流域=(5, 16.7)	越辺川・都幾川・高麗川[入西]
	越生町	越辺川流域=12.4	越辺川流域=(5, 12.4)	—
北東部	行田市	星川流域=8.6, 忍川流域=9.5	星川流域=(9, 8.4), 忍川流域=(5, 8.9)	利根川上流部[八斗島], 荒川[熊谷]
	加須市	備前堀川流域=5.5, 中川流域=10.4	備前堀川流域=(5, 5.5), 中川流域=(9, 10.4)	利根川上流部[栗橋], 渡良瀬川下流部[古河]
	羽生市	会の川流域=4.2, 中川流域=5.1	中川流域=(8, 4.4)	利根川上流部[八斗島・栗橋]
	鴻巣市	元荒川流域=7.6, 野通川流域=7.9	元荒川流域=(7, 7.6)	荒川[熊谷]
	久喜市	元荒川流域=15.5, 青毛堀川流域=8.7, 星川流域=11.1, 備前堀川流域=3.1, 中川流域=13.8, 稻荷木落流域=5.1	元荒川流域=(7, 15.5), 青毛堀川流域=(5, 8.7), 星川流域=(6, 8), 備前堀川流域=(5, 2.9), 中川流域=(6, 13.8), 稻荷木落流域=(7, 5.1)	利根川上流部[栗橋]
北西部	熊谷市	福川流域=12.7, 元荒川流域=5.2, 忍川流域=5.6, 和田吉野川流域=7.3, 和田川流域=6.9, 新星川流域=4.2	福川流域=(5, 11), 小山川流域=(7, 20.8), 元荒川流域=(5, 5.1), 忍川流域=(5, 5.6), 和田吉野川流域=(5, 7.2), 和田川流域=(5, 6.9), 新星川流域=(5, 4.2)	利根川水系石田川[下田島・牛沢], 利根川上流部[八斗島], 荒川[熊谷]
	本庄市	元小山川流域=3.8, 女堀川流域=8.4	元小山川流域=(5, 3.7), 女堀川流域=(5, 8.4)	利根川上流部[八斗島]
	東松山市	市野川流域=18.6, 和田吉野川流域=10.7, 九十九川流域=5.2, 滑川流域=11.7, 角川流域=5.7, 和田川流域=6.9	市野川流域=(5, 18.6), 和田吉野川流域=(9, 7.5), 九十九川流域=(8, 4.2), 滑川流域=(5, 10.2), 和田川流域=(5, 6.9), 都幾川流域=(8, 18.6)	越辺川・都幾川・高麗川[入西・高坂橋・野本]
	深谷市	福川流域=6.7, 小山川流域=24.4, 清水川流域=3.6, 藤治川流域=7.2, 唐沢川流域=8, 志戸川流域=11.7, 吉野川流域=3.8, 備前渠川流域=9.6	福川流域=(5, 6.7), 小山川流域=(5, 24.4), 清水川流域=(5, 3.5), 藤治川流域=(5, 7.2)	利根川上流部[八斗島], 荒川[熊谷]
	滑川町	滑川流域=8.8, 市野川流域=13.2	滑川流域=(5, 6.1)	—
	嵐山町	市野川流域=11, 都幾川流域=24.4	市野川流域=(5, 11), 都幾川流域=(5, 24.4)	—
	小川町	槻川流域=17.6	槻川流域=(5, 17.6)	—
	吉見町	市野川流域=19.2	—	荒川[熊谷]
	鳩山町		越辺川流域=(6, 18.9)	越辺川・都幾川・高麗川[入西]
	ときがわ町	都幾川流域=14.4	都幾川流域=(5, 14.4)	—
	東秩父村	槻川流域=9.8	槻川流域=(5, 9.8)	—
	美里町	小山川流域=13.1, 志戸川流域=8.3	—	—
	神川町		—	神流川[若泉]

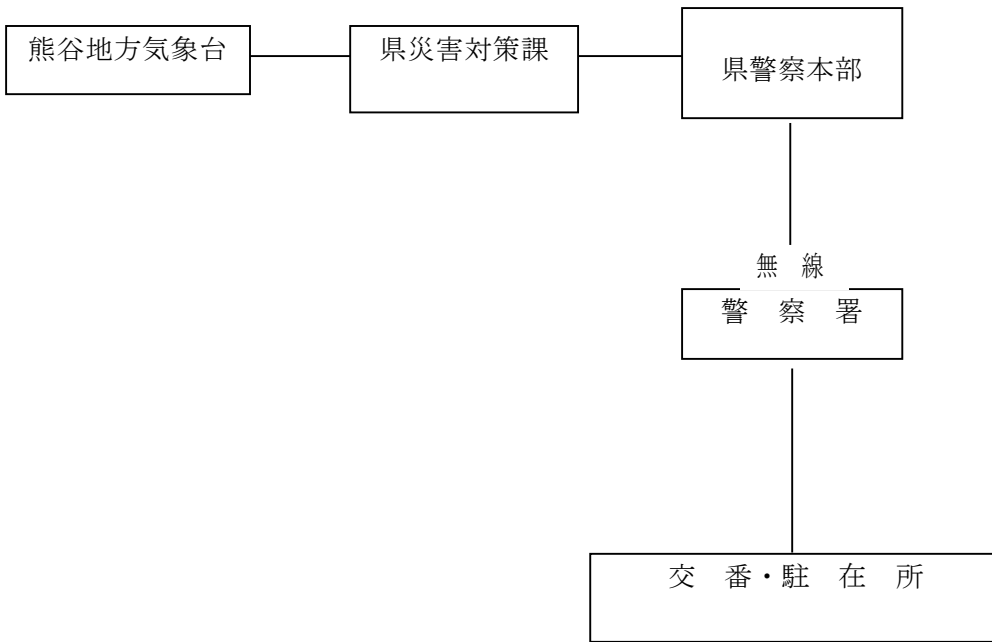
(別表4)洪水注意報基準

令和7年5月29日現在

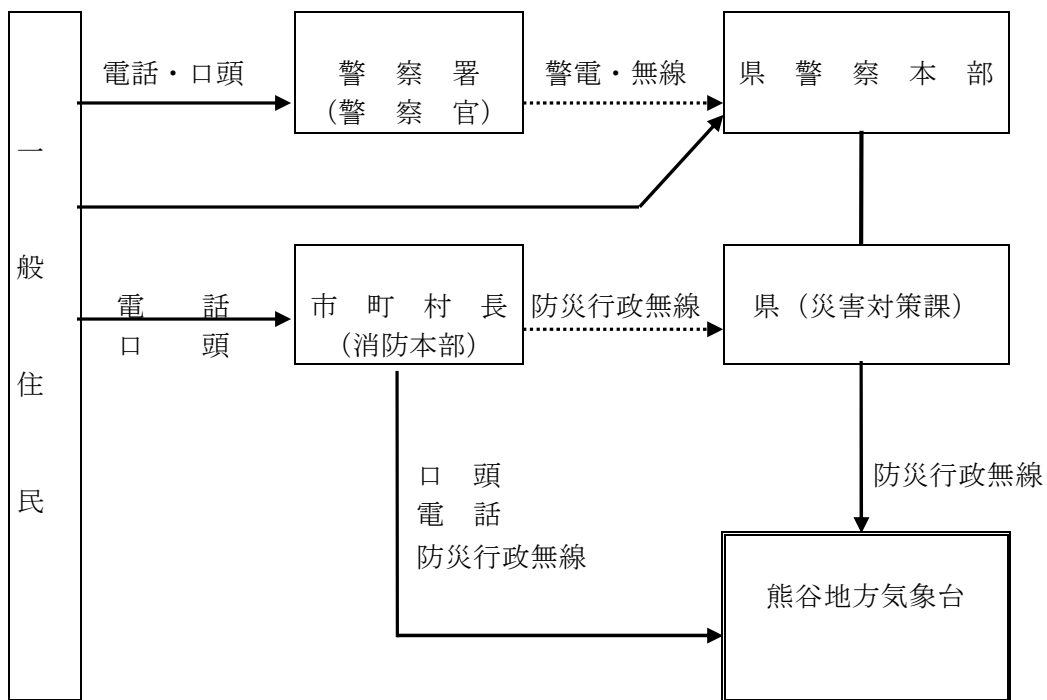
市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 * ¹	指定河川洪水予報による基準
	上里町	御陣場川流域=8.2	御陣場川流域=(5, 8.2)	烏川流域[岩鼻], 神流川[岩泉], 利根川上流部[八斗島]
	寄居町	荒川流域=56.7, 新吉野川流域=5.8	新吉野川流域=(5, 5.8)	荒川[熊谷]
(秩父地方)	秩父市	荒川流域=40, 赤平川流域=25.8, 横瀬川流域=17.4	荒川流域=(8, 40), 横瀬川流域=(8, 17.4)	—
	横瀬町	横瀬川流域=14.4	横瀬川流域=(5, 14.4)	—
	皆野町	荒川流域=53.9	荒川流域=(5, 53.9)	—
	長瀬町	荒川流域=54.3	—	—
	小鹿野町	赤平川流域=22	—	—

*¹ (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

(資料編Ⅲ-2-2-8) 気象予警報伝達系統表



(資料編Ⅲ-2-2-9) 異常現象の通報、伝達経路



(資料編Ⅲ-2-2-10) 二瀬ダム放流に伴う広報体制

1 二瀬ダムの放流に伴う河川沿岸の住民等に対する広報

二瀬ダムからの放流開始及び二瀬ダムからの放流によって下流河川の水位が急激に上昇する場合は、FAX等により関係機関へ通知するとともに、サイレン、拡声器及び警報車により沿岸住民及び河川利用者に周知徹底を図るものとし、通知、警報は次の要領による。

(1) ダム放流時における通知の方法

ア 二瀬ダムからの放流開始及び二瀬ダムからの放流によって下流河川の水位が急激に上昇する場合は、「二瀬ダム放流時連絡系統図」(資料参照)により、二瀬ダムの放流に関する通知を放流開始約2時間前までにFAX等により行う。

イ アの通知とは、次の事項とする。

(ア) 放流開始時

- A 放流の理由
- B 放流の開始日時
- C 放流量
- D 放流に伴うダム下流区間の水位上昇見込時間及び水位

(イ) ダム放流により急激な水位上昇が見込まれるとき

- A 放流の理由
- B 放流の開始及び終了日時
- C 放流量

(2) ダム放流時の一般人への警告

ア 警報の方法

(ア) 放流時の警報は、サイレン、拡声器及び警報車で行うものとする。

(イ) サイレンによる警報は、次のとおりとする。

約50秒 約10秒 約50秒 約10秒 約50秒
吹 鳴 休 止 吹 鳴 休 止 吹 鳴

(ウ) サイレン及び拡声器の警報は、「二瀬ダム警報系統図」(資料参照)の41地点において放流の状況に応じて行う。

(エ) 警報車による警報は次の区間において警報車備付けの拡声器で行う。
二瀬ダムから樋口(白鳥橋)まで

イ 警報の時期

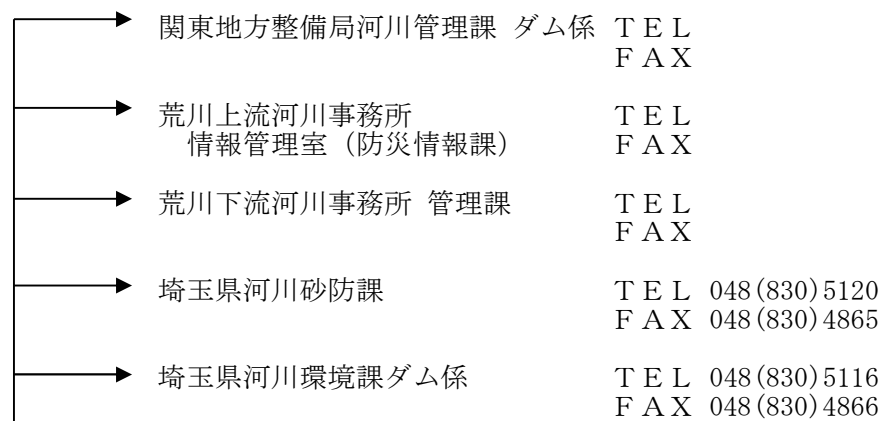
(ア) サイレン及び拡声器による警報

各地点においてダム放流による水位上昇見込み時間の約1時間前に行う。

(イ) 警報車による警報

各地点においてダム放流による水位上昇見込み時間の約30分前に行う。

2 二瀬ダム放流時連絡系統図



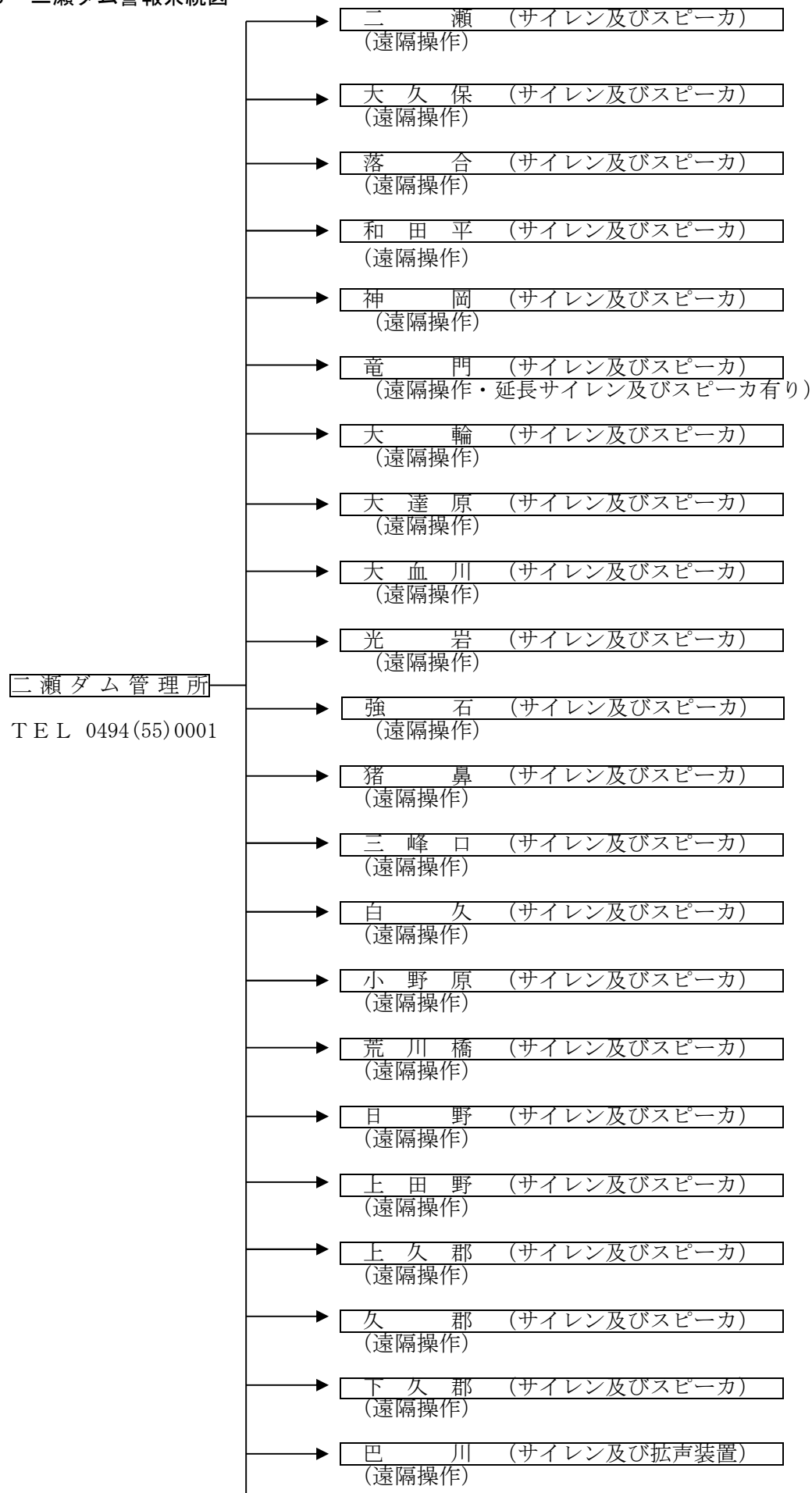
「

二瀬ダム管理所
TEL 0494(55)0001
FAX 0494(55)0258

→	水資源機構 荒川ダム総合管理所	TEL FAX
→	水資源機構 滝沢ダム管理所	TEL FAX
→	秩父市役所大滝総合支所	TEL FAX
→	秩父市役所荒川総合支所 市民福祉課	TEL FAX
→	秩父消防本部	TEL FAX
→	秩父市役所 総務部 危機管理課	TEL FAX
→	秩父市広域市町村圏組合 水道局	TEL FAX
→	秩父市役所 地域整備部 道路維持課	TEL FAX
→	秩父漁業協同組合	TEL FAX
→	秩父警察署	TEL FAX
→	埼玉県秩父県土整備事務所	TEL 0494(22)3715 FAX 0494(21)1270
→	NHK秩父地域報道室	TEL FAX
→	秩父記者クラブ	TEL FAX
→	皆野町役場	TEL FAX
→	長瀬町役場	TEL FAX
→	東京発電(株)電力運営部 発電コントロールグループ	TEL FAX
→	(株)レゾナック秩父事業所	TEL FAX
→	秩父地域振興センター	TEL 0494(24)1110 FAX 0494(24)1741
→	秩父市広域市町村圏組合水道局 皆野・長瀬事務所	TEL FAX
→	河川情報センター	TEL FAX
→	埼玉県長瀬げんきプラザ	TEL FAX
→	秩父鉄道(株)長瀬ライン下り	TEL FAX

→ ウッドルーフ奥秩父キャンプ場	TEL FAX
→ 槌打・神庭キャンプ場	TEL FAX
→ 鈴加園オートキャンプ	TEL FAX
→ 秩父巴川オートキャンプ場	TEL FAX
→ 長瀬オートキャンプ場	TEL FAX
→ 長瀬キャンプビレッジ	TEL FAX
→ 長瀬ラフティング業者協議会	TEL FAX
→ 秩父公園橋キャンプベース	TEL FAX
→ 道の駅 みなの	TEL FAX
→ ちちぶ エフエム	TEL FAX
→ 日本TV 報道局社会部	TEL FAX

3 二瀬ダム警報系統図



二瀬ダム管理所
TEL 0494(55)0001

- 影 森 サイレン 及びスピーカ
(遠隔操作)
- 武 の 鼻 サイレン 及びスピーカ
(遠隔操作)
- 金 室 サイレン 及びスピーカ
(遠隔操作)
- 秩 父 橋 サイレン 及びスピーカ
(遠隔操作)
- 中 寺 尾 (サイレン及びスピーカ)
(遠隔操作)
- 大 野 原 (サイレン及びスピーカ)
(遠隔操作)
- 飯 塚 (サイレン及びスピーカ)
(遠隔操作)
- 寺 尾 (サイレン及びスピーカ)
(遠隔操作)
- 皆 野 (サイレン及びスピーカ)
(遠隔操作)
- 皆 野 橋 (サイレン及びスピーカ)
(遠隔操作)
- 国 神 (サイレン及びスピーカ)
(遠隔操作)
- 大 淵 (サイレン及びスピーカ)
(遠隔操作)
- 親 鼻 (サイレン及びスピーカ)
(遠隔操作)
- 上 長 瀬 (サイレン及びスピーカ)
(遠隔操作)
- 長 瀬 (サイレン及びスピーカ)
(遠隔操作)
- 高 砂 橋 (サイレン及びスピーカ)
(遠隔操作)
- 中 野 上 (サイレン及びスピーカ)
(遠隔操作)
- 樋 口 (サイレン及びスピーカ)
(遠隔操作)

(資料編Ⅲ-2-2-11) 玉淀ダム及び大洞ダム放流に伴う広報体制

1 玉淀ダム及び大洞ダムの放流に伴う河川沿岸の住民等に対する広報

玉淀ダム及び大洞ダムからの放流に伴って下流河川の水位が上昇する場合は、FAX 等により関係機関へ通知するとともに、警報局のサイレン、拡声器及び警報車により沿岸住民及び河川利用者に周知徹底を図るものとし、通知、警報は次の要領による。

(1) ダム放流時における通知の方法

ア 玉淀ダムからの放流によって河川の流量が増加する場合は、「玉淀ダム放流時連絡系統図」(資料参照)により、玉淀ダムの放流に関する通知を放流開始約1時間前までにFAX又は電話等により行う。

イ 大洞ダムの放流によって大洞川の流量が増加する場合は、「大洞ダム放流時連絡系統図」(資料参照)により、大洞ダムの放流に関する通知を放流開始約1時間前までにFAX又は電話等により行う。

ウ ア及びイの通知とは、次の事項とする。

- A 放流の理由
- B 放流の開始日時
- C 放流量
- D 放流に伴うダム下流区間の水位上昇見込み時間及び水位

(2) ダム放流時の一般の人への警告

ア 警報の方法

(ア) 放流時の警報は、サイレン、拡声器及び警報車で行うものとする。

(イ) サイレンによる警報は、次のとおりとする。

A 玉淀ダム

吹鳴 45秒	休止 10秒	吹鳴 45秒	休止 10秒	吹鳴 45秒
-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

B 大洞ダム

吹鳴 50秒	休止 10秒	吹鳴 50秒	休止 10秒	吹鳴 50秒
-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

(ウ) 拡声器による警報は、「玉淀ダム警報系統図」(資料参照)の8地点において行う。

(エ) 警報車による警報は、次の区間において警報車備え付けの拡声器で行う。

A 玉淀ダム

玉淀から深谷市六堰地点まで(調整池からの最大放流量が $300\text{ m}^3/\text{s}$ を越えると見込まれたときは、ダム地点から熊谷市荒川大橋の地点まで)

B 大洞ダム

大洞ダムから二瀬ダムまで

イ 警報の時期

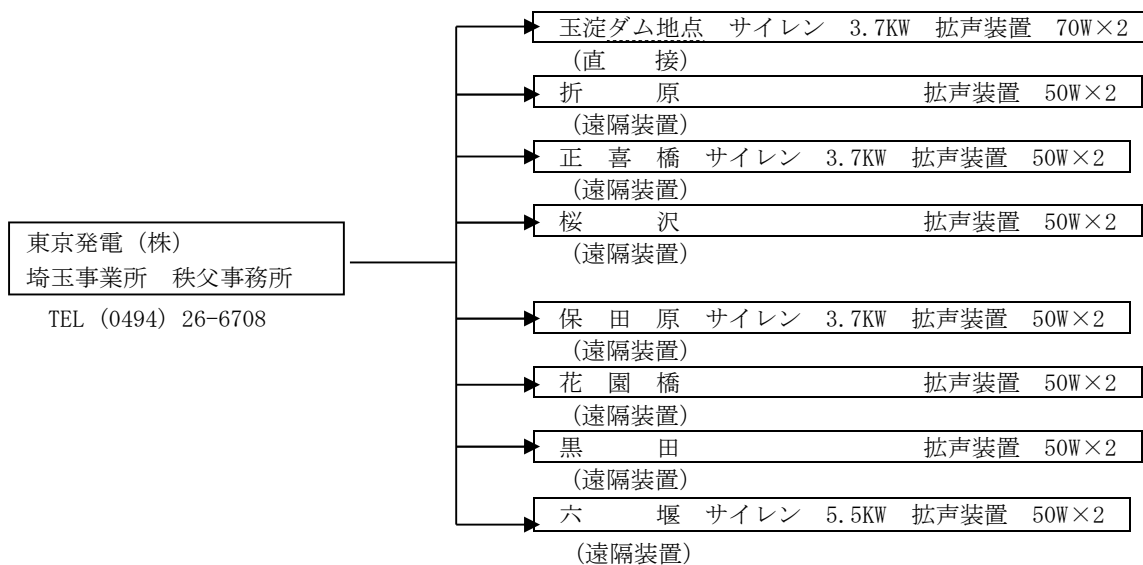
(ア) サイレン及び拡声器による警報

ダム地点においては、ダム放流開始の約10分前に、それ以外の地点においては、水位上昇見込時間の約10分間前に行う。

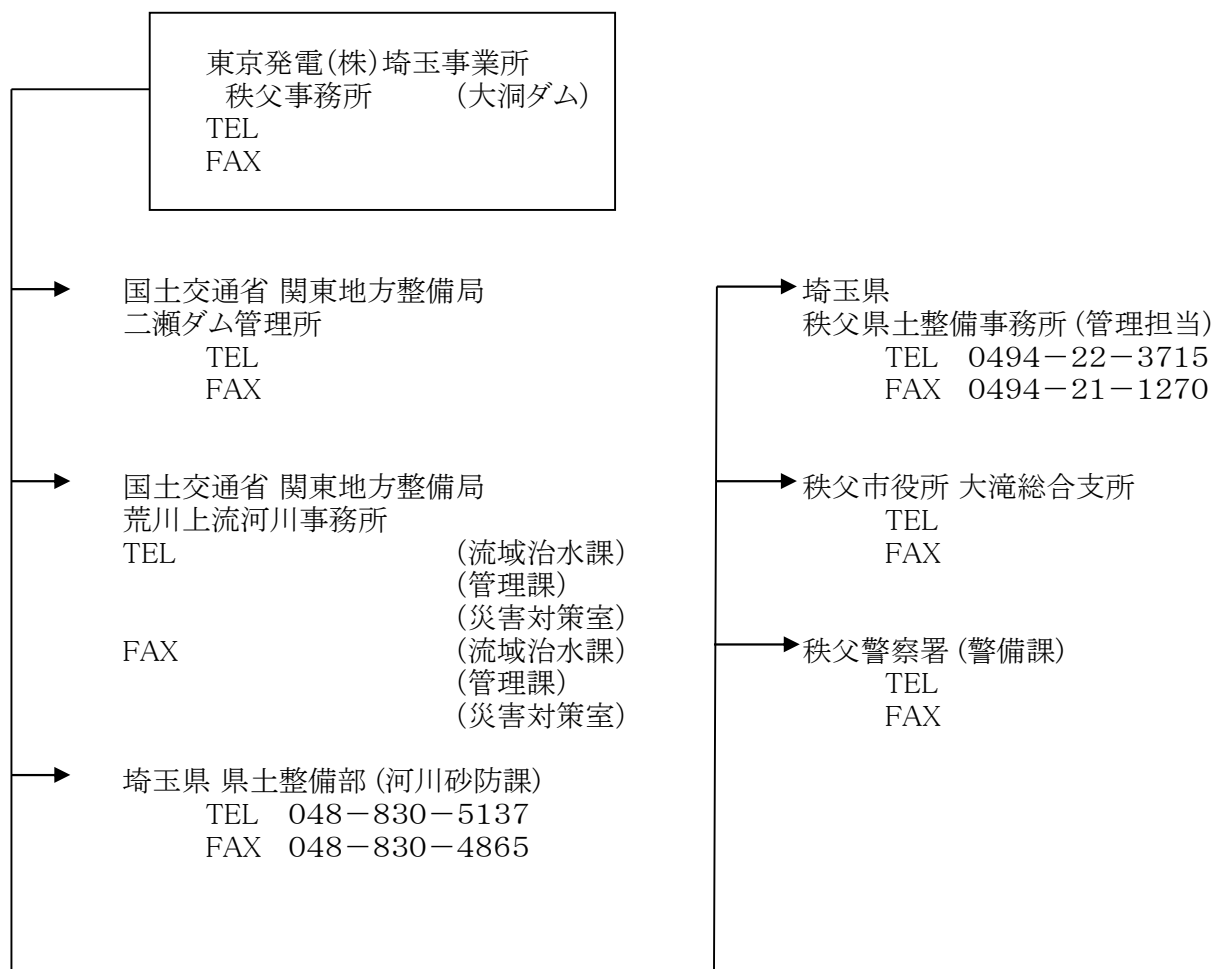
(イ) 警報車による警報

各地点において水位が上昇すると予想される時間の約15分前に行う。

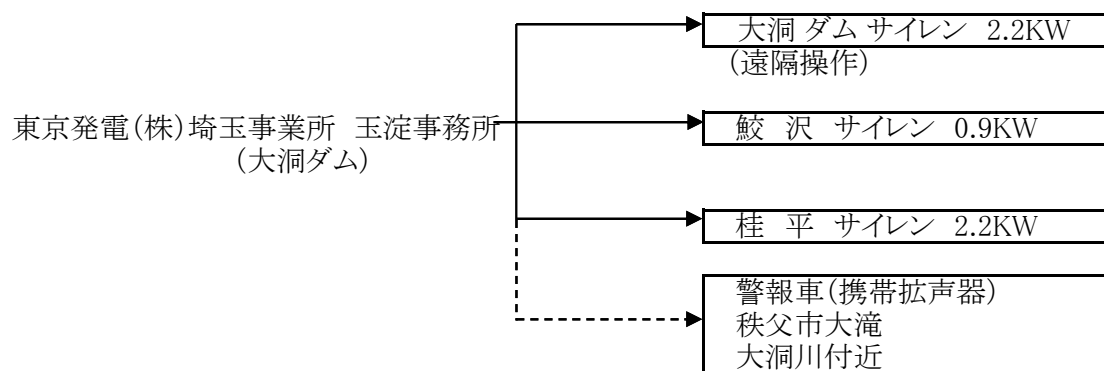
3 玉淀ダム警報系統図



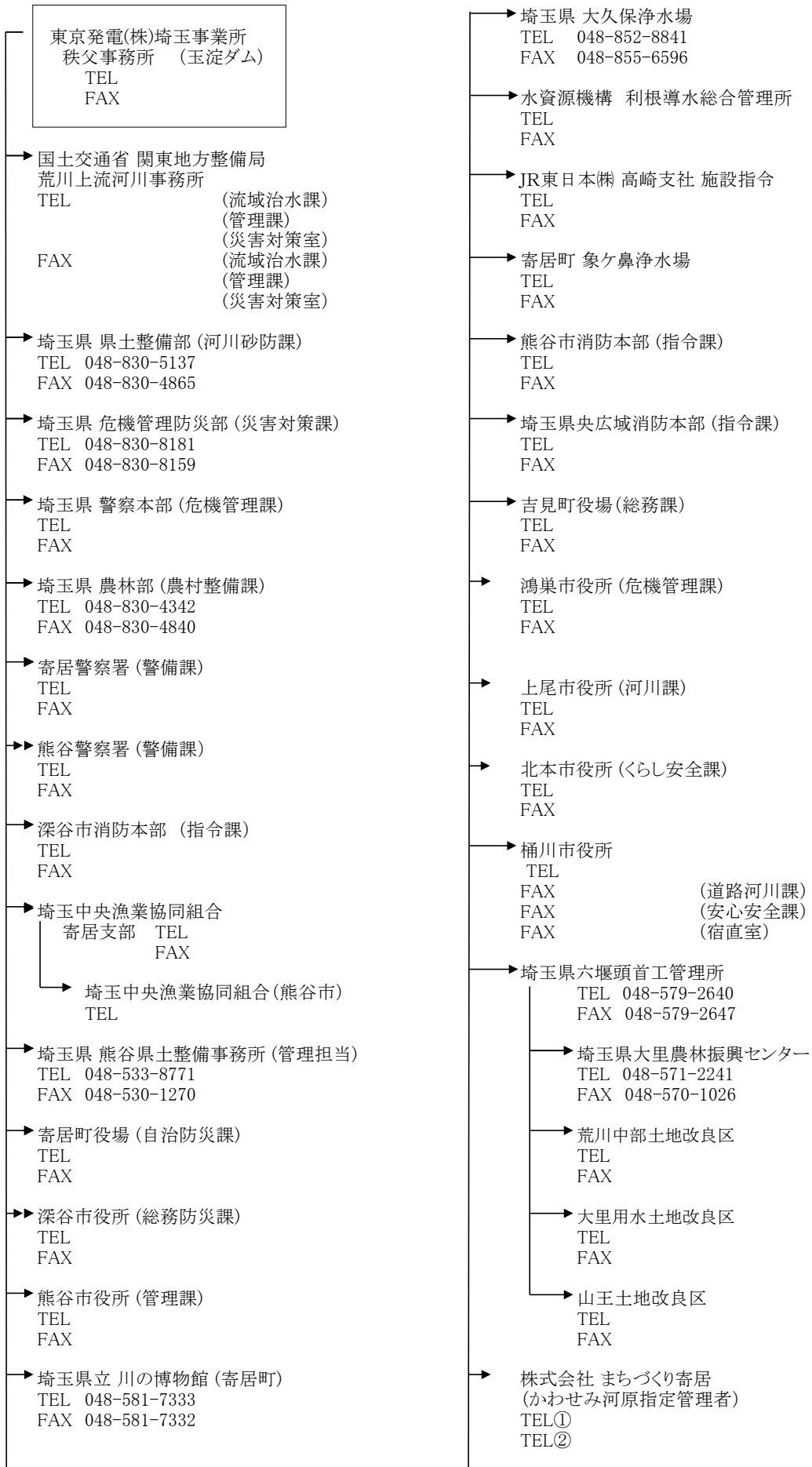
4 大洞ダム放流時連絡系統図



5 大洞ダム警報系統図



2 玉淀ダム放流時連絡系統図



(資料編Ⅲ-2-2-12) 下久保ダム放流に伴う広報体制

1 下久保ダム放流に伴う神流川沿岸の住民等に対する広報

下久保ダムから放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると予想される場合は、ファックス等により関係機関へ通知するとともに、警報局のサイレン、スピーカー及び警報車により沿岸住民に周知を図るものとし、通知、警報は次の要領による。

(1) ダム放流時における通知の方法

ア 下久保ダムからの放流によって下流河川の水位が急激に上昇する場合は、「下久保ダム放流関係機関」(資料参照)により、下久保ダムの放流に関する通知を放流開始約1時間前までにファックス等により行う。

イ アの通知とは、次の事項とする。

(ア) 放流開始時

- A 放流の理由
- B 放流の開始日時
- C 放流量

(イ) 放流により急激な水位上昇が見込まれるとき

- A 放流の理由
- B 放流量
- C 放流に伴うダム下流地点の水位上昇見込み時間及び水位

(2) ダム放流時の一般への警報

ア 警報の方法

(ア) 放流時の警報はサイレン、スピーカー及び警報車で行うものとする。

(イ) サイレンの吹鳴方法は次のとおりとする。

吹鳴 50 秒	休止 10 秒	吹鳴 50 秒	休止 10 秒	吹鳴 50 秒	休止 10 秒	吹鳴 50 秒	休止 10 秒	吹鳴 50 秒
------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------

(ウ) サイレン及びスピーカーの警報は、「下久保ダム警報局」(資料参照)の19地点において放流の状況に応じて行う。

(エ) 警報局のスピーカーによる放送は、サイレン吹鳴の前に行う。

(オ) そのほか、警報車に設置したスピーカーによる放送及びサイレンを必要に応じて併用しながら下流巡視を行う。

イ 警報の時期

(ア) サイレン及びスピーカーによる警報

各地点において水位の上昇が生じると予想される約30分前に行う。ただし、下久保ダム警報局に設置されたサイレンによる警報は、オリフィスゲートから放流を開始する5分前にも行い、放流する直前に完了するものとする。

2 下久保ダム放流関係機関

区 分	関 係 機 関
独立行政法人 水資源機構	本社ダム事業部
国 土 交 通 省	利根川ダム統合管理事務所 高崎河川国道事務所

群 馬 県	藤岡土木事務所 藤岡市 高崎市 佐渡郡玉村町
埼 玉 県	本庄県土整備事務所 児玉郡神川町 児玉郡上里町
警 察	群馬県警察 児玉警察署
消 防	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部 児玉郡市広域消防本部
発 電	群馬県坂東発電事務所
そ の 他	埼玉北部土地改良区連合

3 下久保ダム警報局

警 報 局 名	警 報 の 種 類	回 線
下久保	サイレン・スピーカー	有線
矢納	サイレン・スピーカー	無線
譲原	サイレン・スピーカー	無線
鬼石	サイレン・スピーカー	無線
秩父瀬	スピーカー	無線
渡戸	サイレン・スピーカー	無線
若泉	スピーカー	無線
浄法寺	サイレン・スピーカー	無線
寄島	サイレン・スピーカー	無線
保美	サイレン・スピーカー	無線
小浜	スピーカー	無線
本郷	サイレン・スピーカー	無線
元阿保	スピーカー	無線
戸塚	サイレン・スピーカー	無線
中河原	スピーカー	無線
上勝場	スピーカー	無線
金久保	サイレン・スピーカー	無線
忍保	スピーカー	無線
八町河原	サイレン・スピーカー	無線

(資料編Ⅲ-2-2-13) 有間ダム放流に伴う広報体制

1 有間ダム放流に伴う有間川沿岸（ダム地点より入間川合流点まで）の住民等に対する広報

有間ダム放流に伴って有間川が増水する場合、警報局のサイレン、警報局の拡声器、及び警報車により関係機関並びに沿岸住民に周知徹底を図るものとするが、通知、警報は次の要領による。

(1) ダム放流における通知、警報の方法

ア ダム放流の通知

(ア) 有間ダム放流によって有間川の流量が急激に増加する場合、下記の有間ダム放流連絡機関に対して、有間ダムの放流に関する通知をFAX又は有線電話により行う。

(イ) 前項のダム放流に関する通知とは、次の事項とする。

- A ダムの状況（放流量）
- B 雨量状況
- C 河川状況

イ 警報の方法

(ア) ダム放流時の警報サイレン、警報局の拡声器、及び警報車により行うものとする。

(イ) サイレンによる警報は、次のとおりとする。

60秒 5秒 60秒 15秒 60秒 5秒 60秒 15秒 60秒 5秒 60秒
吹鳴 休止 吹鳴 休止 吹鳴 休止 吹鳴 休止 吹鳴 休止 吹鳴

(ウ) 拡声器による警報は、次のとおりとする。

河川及びその付近地域にいる人々に対し、ダムからの放流による河川の水位の上昇の見込み等を知らせ、注意を喚起する。

(エ) 警報車による警報は、次のとおりとする。

下記の経路において拡声器によりダムからの放流による河川の水位の上昇の見込み等を知らせ、注意を喚起する。

警報車の経路

管理所→有間橋→河又警報局→減勢池→河又警報局→名栗郵便局→有間橋
→河又警報局→減勢池→有間橋→管理所

ウ 警報の時間

警報は、下流の河又地点において河川水位の急激な上昇が生じると予想される30分前までに行うものとする。

2 有間ダム放流連絡機関

関係機関名	所在地	電話番号
埼玉県河川砂防課	さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-830-5137
埼玉県河川環境課		048-830-5116
関東地方整備局荒川上流河川事務所	川越市新宿町3-12	
関東地方整備局荒川上流河川事務所 入間川出張所	川越市大字小堤字八幡154-2	
飯能市役所	飯能市双柳1-1	
飯能警察署	飯能市双柳531	
埼玉西部消防局	所沢市けやき台1-13-11	

(資料編Ⅲ-2-2-14) 合角ダム放流に伴う広報体制

1 合角ダム放流に伴う吉田川沿岸（ダム地点から赤平川合流点まで）の住民等に対する広報

合角ダムから放流することによって河川水位の急激な上昇が生じると予想される場合は、FAX、有線電話により関係機関へ周知するとともに、警報局のサイレン、スピーカー、及び警報車により沿岸住民に周知徹底を図るものとし、通知、警報は次の要領による。

(1) ダム放流における通知、警報の方法

ア ダム放流の通知

(ア) 合角ダムからの放流によって吉田川の流量が増加する場合、「2 合角ダム放流連絡機関」によって合角ダムの放流に関する通知をFAX又は、有線電話により行う。

(イ) 前項のダム放流に関する通知とは、次の事項とする。

- A 放流の理由
- B 放流の開始日時
- C 放流量又は放流により上昇する下流河川の水位の見込み

イ 警報の方法

(ア) 放流時の警報は、「3 合角ダム警報局一覧」の各警報局サイレン、スピーカー及び警報車により行うものとする。

(イ) サイレンによる警報は、次のとおりとする。

50秒 10秒 50秒 10秒 50秒
吹鳴 休み 吹鳴 休み 吹鳴

(ウ) スピーカーによる警報は、次のとおりとする。

河川及びその付近地域にいる人々に対し、ダムからの放流による危険を知らせ注意を喚起する。

(エ) 警報車による警報は、次のとおりとする。

警報車に設置したスピーカーによる放送及びサイレンを必要により併用し、河川の水位の上昇の見込み等を一般に周知する。

ウ 警報の時期

(ア) 合角ダム警報局による警報（サイレン、スピーカー）
放流開始の約30分前に行うものとする。

(イ) 警報局（合角ダム以外）による警報（サイレン、スピーカー）
各地点において水位の上昇が生じると予想される約30分前に行うものとする。

(ウ) 警報車による警報

下記の経路により、各地点において水位の上昇が生じると予想される約30分前に行うものとする。

警報車の経路

管理所→小川戸橋→巢掛橋→万年橋→田中橋→檜木橋→吉田上橋→吉田橋→赤平川
→合流点→管理所

2 合角ダム放流連絡機関

関係機関名	所在地	電話番号
埼玉県河川砂防課 埼玉県河川環境課	さいたま市浦和区高砂 3-15-1	048-830-5137 048-830-5116
関東地方整備局荒川上流河川事務所	川越市新宿町 3-12	049-246-6715
〃 熊谷出張所	熊谷市久下 1631-5	048-522-0612
小鹿野警察署	小鹿野町小鹿野 2816-1	0494-75-0110
秩父消防本部	秩父市下宮地町 10-25	0494-21-0119
秩父市役所総務部危機管理課 秩父市役所地域整備部道路維持課	秩父市熊木町 8-15	0494-22-2206 0494-26-6385
秩父市役所吉田総合支所	秩父市下吉田 6585-2	0494-77-1111
秩父広域市町村圏組合水道局西秩父事務所	小鹿野町小鹿野 681	0494-75-0043
東京発電(株)埼玉事業所	寄居町大字末野 1441-1	048-581-1133

3 合角ダム警報局一覧

警報局名	警報の種類	回線
合角ダム	サイレン・スピーカー	有線
小川戸	サイレン・スピーカー	無線
女部田	サイレン・スピーカー	無線
久形	サイレン・スピーカー	無線
宮戸	サイレン・スピーカー	無線
石間戸	サイレン・スピーカー	無線

(資料編Ⅲ-2-2-15) 権現堂調節池放流連絡機関

関係機関名	所在地	電話番号
埼玉県河川砂防課 埼玉県河川環境課	さいたま市浦和区高砂 3-15-1	048-830-5137 048-830-5116
関東地方整備局利根川上流河川事務所 (災害対策室)	久喜市栗橋北 2-19-1	0480-52-9839
〃 大利根出張所	加須市新川通 700-6	0480-72-8360
関東地方整備局江戸川河川事務所 (災害対策室)	千葉県野田市宮崎 134	04-7125-7332
〃 中川出張所	越谷市越ヶ谷 4-2-41	048-962-2634
〃 首都圏外郭放水路管理支所	春日部市上金崎 720	048-746-7524
茨城県境工事事務所	茨城県猿島郡境町西泉田 1293	0280-87-1231
幸手市役所	幸手市東 4-6-8	0480-43-1111
久喜市役所	久喜市下早見 85-3	0480-22-1111
茨城県五霞町役場	茨城県猿島郡五霞町小福田 1162-1	0280-84-1111
埼玉東部消防組合幸手消防署	幸手市東 4-5-10	0480-42-9119
埼玉東部消防組合消防局	久喜市上早見 396	0480-21-0119
茨城西南地方広域市町村圏事務組合 消防本部古河消防署五霞分署	茨城県猿島郡五霞町元栗橋 1887	0280-84-0628
幸手警察署	幸手市上吉羽 964	0480-42-0110

茨城県境警察署	茨城県猿島郡境町長井戸 5 1 - 2 7	0280-86-0110
庄和浄水場	春日部市新宿新田 1 0 0	048-746-4411

(資料編Ⅲ-2-2-16) 浦山ダム放流に伴う広報体制

1 浦山ダムの放流に伴う河川沿岸の住民等に対する広報

浦山ダムから放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると予想される場合は、ファックス等により関係機関へ通知するとともに、警報局のサイレン、スピーカー及び警報車により沿岸住民に周知を図るものとし、通知、警報は次の要領による。

(1) ダム放流時における通知の方法

ア 浦山ダムからの放流によって下流河川の水位が急激に上昇する場合は、「浦山ダム放流時関係機関」(資料参照)により、浦山ダムの放流に関する通知を放流開始約1時間前までにファックス等により行う。

なお、計画規模を超える洪水によって非常用洪水吐き設備からの自然放流が見込まれる場合は、放流開始4時間前、放流開始3時間前及び放流開始1時間前にも行う。

イ アの通知とは、次の事項とする。

(ア) 放流により急激な水位上昇が見込まれるとき

- A 放流の理由
- B 放流の開始日時
- C 放流量

(イ) 非常用洪水吐き設備からの自然放流が見込まれるとき

- A 放流の理由
- B 放流の開始日時

(2) ダム放流時の一般への警報

ア 警報の方法

(ア) 放流時の警報は、サイレン、スピーカー及び警報車で行うものとする。

(イ) サイレンの吹鳴方法は、次のとおりとする。

吹鳴 45 秒	休止 10 秒	吹鳴 45 秒	休止 10 秒	吹鳴 45 秒
------------	------------	------------	------------	------------

(ウ) サイレン及びスピーカーの警報は、「浦山ダム警報局」(資料参照)の4地点において放流の状況に応じて行う。

(エ) 警報局のスピーカーによる放送は、サイレン吹鳴の前に行う。

(オ) そのほか、警報車に設置したスピーカーによる放送及びサイレンを必要に応じ併用しながら下流巡視を行う。

イ 警報の時期

(ア) サイレン及びスピーカーによる警報

「浦山ダム警報局」(次項参照)各地点において水位の上昇が生じると予想される約30分前に行う。ただし、浦山ダム警報局に設置されたサイレンによる警報は、常用洪水吐き施設から、又は非常用洪水吐き施設から自然放流を行う約3分前にも行う。

2 浦山ダム放流時関係機関

区 分	関 係 機 関
(独) 水資源機構	本社ダム事業部
国土交通省	荒川上流河川事務所
埼玉県	秩父県土整備事務所 秩父地域振興センター 秩父市
警察	秩父警察署
消防	秩父消防本部
発電	東京発電(株)埼玉事業所

3 浦山ダム警報局

警 報 局 名	警 報 の 種 類	回 線
浦山ダム	サイレン・スピーカー	有線
糞屋	スピーカー	無線
花御堂	スピーカー	無線
常盤橋	サイレン・スピーカー	無線

(資料編Ⅲ-2-2-17) 滝沢ダム放流に伴う広報体制

1 滝沢ダムの放流に伴う河川沿岸の住民等に対する広報

滝沢ダムから放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると予想される場合は、ファックス等により関係機関へ通知するとともに、警報局のサイレン、スピーカー及び警報車により沿岸住民に周知徹底を図るものとし、通知、警報は次の要領による。

(1) ダム放流時における通知の方法

ア 滝沢ダムからの放流によって下流河川の水位が急激に上昇する場合は、「滝沢ダム放流時関係機関」(資料参照)により、滝沢ダムの放流に関する通知を放流開始約1時間前までにファックス等により行う。

なお、計画規模を超える洪水によって異常洪水時防災操作の実施が見込まれる場合は、放流開始4時間前、放流開始3時間前及び放流開始1時間前にも行う。

イ アの通知とは、次の事項とする。

(ア) 放流開始時

- A 放流の理由
- B 放流の開始日時
- C 放流量

(イ) ダム放流により急激な水位上昇が見込まれるとき

- A 放流の理由
- B 放流の開始日時
- C 放流量

(ウ) 異常洪水時防災操作の実施が見込まれるとき

- A 放流の理由
- B 放流の開始日時

(2) ダム放流時の一般への警報

ア 警報の方法

(ア) 放流時の警報は、サイレン、スピーカー及び警報車で行うものとする。

(イ) サイレンの吹鳴方法は、次のとおりとする。

吹鳴 50 秒	休止 10 秒	吹鳴 50 秒	休止 10 秒	吹鳴 50 秒
------------	------------	------------	------------	------------

(ウ) サイレン及びスピーカーの警報は、「滝沢ダム警報局」(資料参照)の46地点において放流の状況に応じて行う。

(エ) 警報局のスピーカーによる放送は、サイレン吹鳴の前に行う。

(オ) そのほか、警報車に設置したスピーカーによる放送及びサイレンを必要に応じて併用しながら下流巡視を行う。

イ 警報の時期

(ア) サイレン及びスピーカーによる警報

「滝沢ダム警報局」(次項参照)が設置されている各地点において水位の上昇が生じると予想される約30分前に行う。ただし、滝沢ダム警報局に設置されたサイレン等による警報は、常用洪水吐き設備または非常用洪水吐き設備から放流開始する約3分前にも行う。

2 滝沢ダム放流時関係機関

区 分	関 係 機 関
(独) 水資源機構	本社ダム事業部
国土交通省	荒川上流河川事務所 二瀬ダム管理所
埼玉県	秩父県土整備事務所 秩父地域振興センター 秩父市 皆野町 長瀬町
警察	秩父警察署
消防	秩父消防本部
発電	東京発電(株)埼玉事業所

3 滝沢ダム警報局

警 報 局 名	警 報 の 種 類	回 線
滝沢ダム	サイレン・スピーカー	有線
十々六木	スピーカー	無線
小双里	サイレン・スピーカー	無線
太平橋	スピーカー	無線
鶉平	サイレン・スピーカー	無線
櫛平	スピーカー	無線
宮平	サイレン・スピーカー	無線
落合橋	スピーカー	無線
落合	サイレン・スピーカー	無線
和田平	サイレン・スピーカー	無線
神岡	サイレン・スピーカー	無線
竜門	サイレン・スピーカー	無線
大輪	サイレン・スピーカー	無線
大達原	サイレン・スピーカー	無線
大血川	サイレン・スピーカー	無線
光岩	サイレン・スピーカー	無線
強石	サイレン・スピーカー	無線
猪鼻	サイレン・スピーカー	無線
三峰口	サイレン・スピーカー	無線
白久	サイレン・スピーカー	無線
小野原	サイレン・スピーカー	無線
荒川橋	サイレン・スピーカー	無線
日野	サイレン・スピーカー	無線
上田野	サイレン・スピーカー	無線
上久那	サイレン・スピーカー	無線
久那	サイレン・スピーカー	無線
下久那	サイレン・スピーカー	無線
巴川	サイレン・スピーカー	無線

影森	サイレン・スピーカー	無線
武の鼻	サイレン・スピーカー	無線
金室	サイレン・スピーカー	無線
秩父橋	サイレン・スピーカー	無線
中寺尾	サイレン・スピーカー	無線
大野原	サイレン・スピーカー	無線
飯塚	サイレン・スピーカー	無線
寺尾	サイレン・スピーカー	無線
皆野	サイレン・スピーカー	無線
皆野橋	サイレン・スピーカー	無線
国神	サイレン・スピーカー	無線
大淵	サイレン・スピーカー	無線
親鼻	サイレン・スピーカー	無線
上長瀬	サイレン・スピーカー	無線
長瀬	サイレン・スピーカー	無線
高砂橋	サイレン・スピーカー	無線
中野上	サイレン・スピーカー	無線
樋口	サイレン・スピーカー	無線